

第 11 日目（9 月 14 日）

○副 議 長（佐藤 剛君） おはようございます。傍聴者の皆さん、早朝からありがとうございます。

それでは、延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○副 議 長 ただいまの出席議員数は 24 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、黒滝松男君から家事都合のため欠席、若井達男君から通院のため遅刻の届けが出ておりますので、報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○副 議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。なお、中沢一博君より資料配付の願いが出ております。これを許し、お手元に配付してあります。

質問順位 9 番、議席番号 8 番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。今任期中、最後の一般質問であります。議員となりまして、全議会でいつも一般質問をさせてきていただきました。調べてみたところ、今まで大綱で 121 項目、項目別では 279 項目に上りました。なかなか成長はしませんけれども、今回も全力で行わせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。今回も特に執行部の皆さんの発展的答弁を期待して質問に移らせていただきます。

1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

大項目 1 点目であります。当市の地域包括ケアシステムの構築推進について質問させていただきます。

65 歳以上の高齢者は 2025 年には 3,657 万人となり、高齢化がますます進む上、認知症高齢者や世帯主が 65 歳以上の単身世帯や夫婦のみの世帯はさらに増加する見込みとなっております。こういった中で高齢者になっても住み慣れた地域で必要な支援を受けられる。要するにこの地域包括ケアシステム、いわゆる介護・医療・予防・住まい・生活支援が確保された体制をどう目指すかということであります。地域の実情に合った構築が求められるのであります。そこで当市における介護の基盤強化についてお伺いいたします。

1 点目であります。当市の第 7 期介護保険事業計画の方向性を伺うものであります。市長の所信表明でも述べられております。2025 年を見据えて地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた計画とすることを確認したと述べられておりました。この着実な構築へ、いよいよ明年からのこの 3 年間の方針を示す策定の詰めの今段階かと思っております。市民の多くの方も不安と現実の中で注視しております。大意にわたり、時間関係もありますので、骨子、要するに大事な部分というのはなかなか難しいですけども、みんな大事であるわけですけども、大事な部分、柱の部分で結構でございますので、第 7 期介護保険事業計画の方向性をお伺いするものであります。

2 点目であります。認知症対策における初期支援チームの設置状況についてお伺いいたします。認知症高齢者が 2025 年には約 700 万人とも上がるという推定も出ております。65 歳以上の 4 人に 1 人が認知症、もしくはその予備軍と言われております。認知症対策が、我が国にとっ

でもこの数字を見たときに最重要課題と言っても過言ではないわけであります。私たちの周りにもこのことは実感している方が多いかと思えます。この現状を踏まえて現在、早期診断・治療につながる認知症の可能性のある人やその家族を訪問して医療機関への受診を勧める。認知症初期集中支援チームの設置が急務と考えますが、その後の進捗状況をお伺いするものであります。

3点目であります。介護休業制度の拡充についてお伺いいたします。誰もがくる親の介護に直面したとき、仕事との両立に悩む方が多くいられます。実際皆で闘ってやるわけであります。そのために介護離職者をなくしたい。そんな思いで介護休業制度の改正もされました。生活支援強化に前進しておりますけれども、我が市の実態はどのようになっておりますでしょうか。お伺いするものであります。

4点目であります。介護職の処遇改善の現状についてお伺いいたします。このことは議会で何度も質問させていただいております。しかし、どうしても地域の課題ということ、介護職のマンパワー不足ということを考えてときに、人材確保ということ、これに向けた職員の処遇改善、ここをどうしていくかということが大事なキーポイントになってくるわけであります。そのために給与を月額平均1万円程度増やすという介護保険からの事業者を支払われる報酬加算もされたわけであります。

しかし、介護を受けていられる方はその用紙を見ておわかりだと思いますけれども、介護報酬改善のためのポイントはきちんと加算されております。しかし、現実を見たときに、それが本当に現場の中で介護報酬に加算されているかどうか。ここが大事であるわけであります。今までも何遍もこのことはやってまいりました。しかし、事業者だとかいろいろな部分があるかもしれない。だけれども現場はどうするのか、ここに力を入れなければいけないのであります。そういう面で当市の実態をお伺いするものであります。あわせて、どうしても第7期介護保険事業計画を考える上でも人材不足というこの部分ですね、どうしてもこの部分を鑑みたいと思っておりますので、ひとつこの点、よろしくお願ひしたいと思います。

その1点でどうしても介護人材ということを考えてときに、私はこのことを提言したいと思っております。要するに、今年度より要支援1、2の方が介護サービスの一部が4月から介護予防、日常生活支援総合事業が、事業という部分に自治体に完全に移行されました。介護予防はまさに地域が主役になったわけであります。しかし、私は今議会の決算を見たときに、一番大事な部分の介護予防の事業は、ほとんど予算どおりに執行されていないということであります。言葉でいくら予防、予防と言っているけれども、現実との格差これを見たときに、私はどうしてもこの部分、マンパワー不足ということを考えてときに提言させていただきたいのであります。

それはどういうことであるか。私は市独自で認定ヘルパー資格制度というものを設けて、養成していくことをしたらどうかということであります。提言したいのであります。意欲のある地域住民の方に認定ヘルパーになってもらうことで、介護人材の視野が広がる可能性があります。また、住民による、支え合う、またさらに進める意味でも重要かと思えますが、市長の見解をお伺いするものであります。

5点目、大項目最後の項目にさせていただきます。介護支援ボランティア制度についてお伺いさせていただきます。内容の詳細については何度も質問させていただいたので、おわかりと思いますので、省略させていただきます。このことは市長もおわかりのとおり、本当に必要と感じていると思いますけれども、私は前市長に何回もこのことは言っていました。が、前市長は聞き入れてくれませんでした。私は全く真意がわかりませんでした。まあ市長もそれなりの考えがあったと思います。ですけれども、今、林市長になり、首長の心意気をお伺いするものであります。

高齢者を迎えて、可能な限り長く健康で過ごしたいというものは誰もが望むことであります。その観点から介護を受けたり、寝たきりになることなく日常生活を支援なく暮らせる健康寿命をどう延ばすか。健康寿命は個人はもとより家族、自治体にとっても大変喜ばしいことであります。高齢者が元気で健康で過ごせるための具体方法の1つとして、私は高齢者が介護施設などのボランティア活動に参加することによって世の中に役立つという生きがいを感じさせる。それがまた自分の健康増進にもつながり、そして、介護予防にも役立つというふうに思うわけでありまして。そして、さらには介護保険の給付の抑制にもつながるという実態も各地域で報告されています。

今後の介護事業計画の柱の1つ、予防、この部分を市としてどう取り組むのか。待ったなしのところきているわけでありまして。介護予防の促進に期待するとともに、また介護保険給付費の抑制にも一役買われると私は思っております。高齢者の活動に応じてポイントを給付する、この介護支援ボランティア制度について林市長に見解をお伺いするものであります。

以上、大項目1点目、当市の地域包括ケアシステムを構築・推進について基盤強化という面で壇上からの質問とさせていただきます。

○副 議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。それでは、中沢議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。

1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

私も自分の祖母、大変長く介護状態がありました。もう当然亡くなっておりますけれども、うちの母がそれをずっとみていたというのを当然見てまいりましたし、私も高校生でありまして、世間に出ればいかつい雰囲気ではやっていましたが、家では母の手伝いをしていたという経験もあって、それほど足しになったかどうかはわかりませんが、やっていたというのがあった。当時から見ると今、格段に世の中が変わり、これが大きなテーマとなって、当時はその家のお嫁さんが、非常に我慢をしながらやっていたという状況だったわけですが、よくなりました。が、議員がおっしゃるように、ここでも何回も話をさせていただいているように、今後、大変な高齢化社会を迎える中でこれは本当に大きな問題だと思っております。その視点からまた答えていきたいと思っております。

まず、国のほうでは第6期からの介護保険事業計画を、議員がおっしゃってききました地域包

括ケア計画、こういう位置づけをしまして、団塊の世代の皆さんが 75 歳以上となります 2025 年、これ平成では 37 年であります、までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することを基本指針に盛り込んでいます。しかし、当市の第 6 期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取り組みを載せることができませんでした。これは当市と申し上げましたが、県内全部調べてありますけれども、この中では大変先駆的な自治体が 1 つ大きく目立つところがありました、あとは大体おしなべて我々と似たり寄ったりということで、これはそれでいいということではありませんが、そういう状況でありました。

今年度作成しております当市の第 7 期計画におきましては、第 6 期計画で目指しました目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けた着実な取り組みを進めていくこととなります。具体的には各種の介護保険サービス量や給付費の推移を見ながら地域包括支援センターを中心としました仕組みづくり、まず、ネットワークづくり、そして地域づくり、これを進めまして、自立支援、介護予防に向けた取り組みを推進いたしたいと思っております。

医療・介護・予防・認知症対策・住まい・生活支援サービス、これらの充実を図るために、今、国が開発をしまして、地域包括ケアの見える化システムというのがありまして、これを活用し、他人事になりがちな地域づくりそのものを、地域住民が我がこととして主体的に取り組む仕組みをつくっていききたいと思っております。

この見える化システムですが、市町村における事業計画の策定、実行を総合的に支援するために国が開発した情報システムということで、介護保険に関する情報をはじめ、地域包括ケアシステムのこれをつくることに関するさまざまな情報が一元化され、グラフなどを用いた見やすい形で提供されるということでもあります。これらを利用してその仕組みづくりをつくっていききたい。

また、地域づくりへの取り組みへの支援と公的な福祉サービスのつながりを含めた、いわば丸ごとの総合相談支援体制が必要でありますので、整備に向けた準備期間として位置づけたいと考えています。

介護離職ゼロに向けて、介護を利用しながら仕事を続けることができる、こういうサービス基盤の整備を図るとともに、人材確保の取り組みについても検討していききたいと思っております。

2 つ目の認知症対策の初期支援チームの状況であります。認知症初期集中支援システム、これにつきましては、ちょっと聞きなれない方もいらっしゃるかもしれないので、申し上げます。医療や介護サービスを受けていない認知症の症状のある人、これに対して適切な医療や介護サービスにつなげたり、家族支援を行うための介護や医療の専門家による支援チームのこと。大ざっぱに言うとそういうこととなります。地域包括支援センターが主体となりまして、市民病院の認知症疾患センター、ここと連携をしながら平成 30 年 4 月設置を目指して準備を今、進めているところであります。医師会との連携も大変重要であることから、本事業への協力をお願いする予定でございます。認知症初期集中支援事業の実施により、早期の診断や対応、これが非常に極めて重要ということで、体制の整備を進めていききたいと考えております。

3つ目の介護休業の拡充の問題です。介護をしながら働く方、また、有期契約労働者、臨時職とかという方々が、介護休業を取得しやすくなるように、平成29年1月1日に介護休業法が改正をされたということであります。介護休業の分割取得、これは原則1回であったものを3回までにという改正。また、介護休暇の取得単位の柔軟化。これは1日単位というような単位であったものを、半日単位というふうに改めるということ。また、介護のための所定労働時間の短縮措置を介護休業と別に利用可能。介護の必要がなくなるまで残業の免除が受けられるといった改善が今、図られたところであります。

この介護休業制度の拡充でありますけれども、制度が改正されたばかりであるために、その結果をまずは見極めた上で、今後、国において必要な検討がされるものと考えております。ただ、市としても介護離職ゼロとなるよう、制度の周知を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

4つ目の介護職の処遇改善のことです。議員がこのことにつきましては、大変熱意を持って話をしていただいている点であります。市内には市が所管する30の事業所——これは地域密着型サービス事業所です。30ございます。このうち処遇改善加算を受けた29の事業所、ここの平成28年度の実績は、1人当たりの平均改善月額が2万4,302円の増となりました。介護職員の処遇改善加算につきましては、平成27年に1段階の拡充を行ってこれを4段階としまして、加算上限額を1万2,000円アップして、2万7,000円相当としました。平成29年度からは新たな加算区分が設けられまして、5段階となり、さらに1万円が増額され、加算上限額が3万7,000円相当となりました。

より上の位といえますか、上位の加算を受けるための要件として、ここには勤続年数とか経験年数、また、介護福祉士や実務研修終了者などの取得の状況、そして、実技試験また人事評価、これらに応じて昇給する仕組みをつくとともに、現場環境の改善への取り組みを行うことが事業所に求められているということでもあります。より上位、上のほうのですね、処遇改善加算を受けるには事業所の取り組みが大変重要であり、市ではより高い加算が受けられるように、事業所への相談対応などを行ってまいります。

なお、平成29年度の処遇改善加算の届け出があった市内の29事業所——先ほど言いました、地域密着型サービス事業所のうち、今15事業所が新たな処遇改善加算、上限3万7,000円、これを受ける届け出をしたということでもあります。

5番目の介護支援ボランティアの制度であります。議員もご承知のとおり、この介護支援ボランティア制度は、65歳以上の高齢者による介護支援ボランティア活動に対して、市町村の裁量によってボランティアポイントを付与する。そして蓄積したポイントを介護保険サービスの利用や、また交付金として受け取ることができるという制度。これをどうしてもという声であります。

介護支援ボランティア制度の利点としては、ポイントを付与するという動機づけを行うことによって、多くの方に介護への関心を持っていただき、高齢者が介護支援ボランティアの活動を通じて、みずからの健康増進や張り合いにつながることを期待されます。先ほど議員がおつ

しゃったとおりでと思います。それでですね、県内では今、見附市が平成 28 年 10 月から社会福祉協議会の委託事業として実施をしていることから、私ども南魚沼市でも事業効果などを見極めさせていただきながら実施について検討したいと考えております。先ほども話が出ました 2025 年、これに大変大きな、団塊の世代の皆さんが 75 歳以上というそういう状況が生まれてくるわけでありまして、これはどうしても歩みを進めていくということになるかと思っております。

要支援の人向けのサービスとしてですが、今年 7 月からの総合事業の訪問型サービス B、これを南魚沼シルバー人材センターに、今、委託をし、サービスを始めたところであります。その内容ですが、9 月から 2 人の利用が始まりまして、身体介護以外の生活援助サービス、これは掃除とか洗濯、調理などの日常生活の援助を週 1 回、1 時間を限度に提供しています。単価は 1 回 1 時間 1,400 円。利用者の負担は 1 割であります。

このサービスを実施するためのヘルパー資格養成、ヘルパー資格養成については、県が実施している訪問型サービス担い手養成研修の受講が義務づけられております。修了後に認定ヘルパーとして、訪問型サービス B の支援員として活動していただくことになっています。先般開催をされました養成研修に、南魚沼シルバー人材センターから会員 5 名さんと職員 1 名が参加をしたということであります。

今後は訪問型サービス B の利用実績と利用要望を把握させていただいて、市独自の認定ヘルパー資格を養成する必要があるかを見極めながら考えてまいりたいと思っております。前に進んでいきたいという思いの中で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○副 議 長 8 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

発展的な意見も何組も聞かせていただきました。本当に一生懸命取り組んでいるなというのを、その心意気というのは感じさせていただきました。

その中では、1 点目からちょっと質問させていただきたいと思っております。当市の第 7 期介護保険事業計画についてでありますけれども、今、第 6 期が終わって、まさに評価という、一般によく言われている P D C A これがやはりきちんとしていないと、第 7 期の市民の声とのずれが生じてしまうわけですよ。そして、多分、ニーズ調査というものもしたかと思っておりますけれども、皆さん方、現場で——市長にこの話を聞いて大変恐縮でございますけれども、介護というのはやはり細かく 1 個 1 個詰めていかなければいけないので、あえて市長にお伺いさせていただいて申しわけないのですけれども、やはり第 7 期に向けた市民のニーズ調査というものは、どういう声が多かったのか。まず、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

この点につきましては、担当をしております部長に答えさせます。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

ニーズ調査のほうの実施をしたところでございます。配布数としましては 1,500 件配布いた

しまして、回答数としては1,013件というような回答になっております。全体的なことを言いますと、介護を求めるところについては、皆さん大変在宅だけでは難しいというふうな意見もある中での、今の、現状というものの訴え等はありません。ただ、具体的に施設だけを求めているというような内容ではなかったふうに感じております。

あと、趣味や生きがいというふうな部分についても多くの意見が寄せられておりますし、健康についての記事につきましても、非常に関心が強い中でそれを自分のほうでどうやって予防していくかというふうなところの意見、非常に健康についての関心が強いというふうな意見がありました。ただ、具体的については非常に多くの部分に及びますので、そういった内容が概要としてはありました。以上です。

○副 議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

今の報告を聞きまして、本当に私たち自身も、市民も変わってきているなど。ともに支え合わなければいけないというような思いを私は感じました。本当にまたみずから、健康について、挑戦していこうというような思いを感じさせていただきました。私はこの数字をとるか、報告をいただいて、本当に大きく今、変わろうとしているのだなということを実感して、ちょっとひとつなでおろしたところでもあります。

その中で、市長からも第6期計画を、その部分を継承しながら、第7期はできなかったことをやっていくという話がありました。そこで私はちょっと社会厚生委員会で報告を受けた中で、例えば今、施設だけではなく、という部分を現場サイドからお聞かせいただいた中で、例えば特養ホームという部分、どうしてもここの部分が、やはり一番最初に我々も市民としては、思うところがあるわけです。

今現在、我が市としては大体待機者というか、実際に300、330人いるかと思えます。特養ホームを受けたいという待機者ですね。実質、人数からいうと110から120くらいだというふうに思っているわけでありましてけれども。そして、私がそこで感じたのは、その待機の期間ですね、これは1年6か月というふうに報告をいただきました。私は、1年前の報告では、大体今、1年以内に入れる状況になっておると聞いたのです。この6か月をどう見るかということなのです。

すごくその中で在宅という部分も考えていかなければいけないし、いろいろな部分を総合的に考えていかなければいけないわけです。今のお話を聞いたときに、じゃあ、第7期計画は特養ホームというか、施設的な事業ということは今回は説明に入っていないというふうに見てよろしいのでしょうか。それだけちょっとまず最初に確認させてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

このことにつきましても担当の部長に答えさせます。よろしく申し上げます。

○福祉保健部長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

今ほどの特養への待機時間、待機日数、期間ということでございます。私どものほうが委員

会のほうで1年と6か月というふうなお答えさせていただいたのは、昨年での実の待機月数になりますので、前回1年以内というふうなお話があったということですのでけれども、ちょっとそのときの資料の出どころが不明ではございますが、実際に入所した方の申し込みからの待機日数ということで1年6か月ということでご理解いただきたいと思います。

あと、第7期計画での特養の計画という部分になるかと思っておりますけれども、その部分につきましては今後の検討になるわけですが、ただ、特養のその入居希望者数を全て満たしていくというふうな形になりますと、今後20年先、30年先といった部分で施設が非常に余っていくような状況が懸念されますので、その点につきましては十分検討した中での配置計画になってくるかと思っております。

7期計画では国からの調整交付金の部分の削減の見込みも予想されますし、あと、第1号被保険者の負担割合の部分も22%から23%に増というふうなことも情報として入っております。そういったことを総合的に考えますと、今後、保険料、施設を当然つくれば保険料の部分にもはね返ってくるわけですので、保険料の上限部分をどこまで抑えるか等も考えた中で、施設の整備計画のほうも検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○副 議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

本当に、今、担当部長がおっしゃったように、やはり一部分だけを見ただけではなくて、将来の分を見た中でやはりこれは続いていかなければいけないというので、今の部分で私はいいと思っています。

その中で、ちょっと皆さんも、執行部の皆さんもおわかりのとおり、介護保険のサービスの給付費の状況を見た中で私が感じるのは、今、部長がおっしゃったように、やはり居宅介護予防サービスが38.84%を占めているのですね。そして、先ほど私が問いかけた施設介護サービスというのは、35%であります。そして、地域密着型サービスというのは20.71%。これが全体の大ざっぱにした比率になっているかと思うのですが、その中で今、担当部長が言ったように私たちは、例えば平成18年のときに介護保険の事業の予算は43億円でありました。今、63億円になっています。10年間でこれだけ上がっているわけですね。やはりこのことも私たちは全て保険料という部分を注視した中で見ていかなければいけないのも事実であります。

そうすると、どうしても今言ったように、これから在宅という部分をやはり考えていかなければいけないわけですね。これは私が言うまでもなくみんなが知っているわけでありまして。ここはやはり第7期のポイントだと私は思っています。予防のポイントである、この在宅という部分をどうしていくかということ。やはり、ここに注視していかなければいけない。

例えば病気を診るだけではなくて、暮らしを見るという、そういう発想の仕方。今までの退院すれば後はいいのだではなくて、退院した後に、病院を退院した後に、じゃあ、どうやって見ていくか。そういうこともやはり見ていかなければいけない。まさに従来の福祉という考え方ですね、これを大事にしていかなければいけないわけでありまして。

その中で私が感じるのは、一番最初に言ったように、この9月議会の平成28年度の介護保険

の予算を見たときに感じたのは、予防の意、介護予防の事業が全部予算を計上したのに減っているのですよ。執行されていないのですよ。なぜそうなっているのかということ。一番大事な部分なのになぜそうなっているのかということ、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

これはちょっと、私その部分は全部答えられませんので、担当の部長から答えさせます。よろしくをお願いします。

○副 議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

ただいまの質問にお答えします。議員のご指摘のとおり、平成28年度予算に対しての執行状況につきましてはご指摘のとおりであります。私どもも内容を精査いたしました。その結果、今ちょうど、前から申し上げおりますとおり、総合事業の移行期間となっております。当初予算を組む段階で見込んだ数字が、移行をするといった状況の中でなかなか消化しきれなかったといった部分が大きく影響しているものと考えております。以上です。

○副 議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

移行期間であるということですのでそれはわかりました。ぜひ、それを私も見守りたいと思っています。云々は言いません。今、一番そういう部分では葛藤している。自治体に任せられて葛藤している部分でありますので、云々は問いかけたくないと。その決意というものを私は大事に注視していきたいと思っています。

その中で我が市は今月ですか、すぐ地域医療の全国大会があります。本当にそれは私は大変喜ばしいことだと思っています。また、関係の皆さん方に、関係の皆さん方、本当に感謝申し上げます。ぜひ、これからの地域医療のあるべき姿というものを模索していただきまして、これをぜひ、次の部分に南魚沼市に、ひとつ取り入れ、また一歩前進をしていただきたいと、そういうふうにいるわけでありまして。

そういう中でこんな質問をして大変恐縮ですが、別の観点でちょっとお聞かせいただきたいと思っていますのですけれども、例えば高齢者が訪問医療を受けたいと言っても、訪問する医師が今どうなっているだろうか。これはなかなか難しいですよ。また、施設に入りたいと言ってもなかなか今現実を見たときに入れたいですよ、現実には。例えば施設から出ようと思っても、サービスがでは自宅に行って受けられるだろうか。そのこともありますよね。本当にそういうときに、ではどうするのか。私は大事なものは、誰が云々とか言っているのではないのです。大事なものは誰がその調整役を担っているのかということなのです。連携という大事な部分の中で、誰が全体を見ているのかということなのです。

なぜそんなことを言うかということ、介護は介護度が変わればケアマネさんも変わりますよね。施設も変わります。本当に我が市というのは、この介護というのは特に縦の線が強くて、本当に感じます。調べてみるとこれはわかるとおり、居宅介護サービスだけでも11区分あるのです。

皆さんもおわかりのとおり、地域密着型サービスでも6区分もあるのですよね。本当に縦の線なのです。介護度が変わればまた全部変わります。私はその連携を誰が見るかということなのです。もう一度その点、ずっと1人の人を見守る体制が——誰が見ているのですかということをお聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

その点は私が思うのは、第7期計画の中で、いわば先ほど言った丸ごとの相談、総合相談支援の体制の整備、ここを言っているのだらうと思うのですけれども、ちょっと、誰が、というところまではどういうふうな位置づけで今考えているかというのは、私がここで答えできませんので、担当の部課長のほうから答えさせます。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

誰が、ということになりますと、一番には担当のケアマネジャーということになります。ただ、第7期計画の中で一番に考えているのが、他職種連携という部分があります。この中で特に重点的に考えているのが医療との連携という部分で、ドクターの方からも介護に対して積極的に支援していただきたいというところがあります。

そのために地域包括ケア連絡協議会の中に医師会のほうからも、医師の方からの参入もいただきまして、7期計画における課題ですとか、地域の取り組みについても助言をいただいた中で進めているというところがあります。そういった、繰り返しになりますけれども、第一の相談窓口、その支援の一番は担当のケアマネさんになりますけれども、地域包括支援センターの組織を中心に、他職種連携の中で全体的に支援の体制を整えていきたいというふうに考えております。以上です。

○副 議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

一番最初はケアマネさんだと思います、やはり。そして、今の体制だと、今おっしゃったようにケアマネさんがしょっちゅうそのたびごとに変わるわけであると。ですから、そこをではどう統括するのか。今、部長がおっしゃったように、その連携という、この協議会のね、私はやはり包括ケアセンターでないといけないと思っています。包括ケアセンターかどうかちょっと私はわかりませんが、今、連絡協議会というのをおっしゃいました。本当はそれがもっと充足すればいいのですけれども、今、年に2回しか行われていないのですよね。地域異業種が、いろいろ先生だとか看護師とかいろいろな部分があつて。これでは1人の人を見るというわけにはいかないのですよね、はっきり言って。

やはりそこが今後第7期計画に向けての、目の前の1人の人をどうするかという観点で、やはり第7期計画というものを進めていっていただかないと、その他大勢ではだめなのです。1人の人をどうやっていくかという、その連携というものを私は期待したいと思っています。今、その部分に関しては担当部長が言いましたので、私はそれを期待したいと思っています。

そうした中でちょっと私は、最近のこの連携に関して云々はまた私も思うところがいっぱいありますけれども、それを言うとまた興奮してしまいますから言わないようにします。ですので、介護保険制度が導入された当市の理念というのは、やはり自立支援だったのですよね。先ほど言ったように、自立支援から出発したのです。でも、今の体制の実態を見てみると、どうなのか。ビジネスが、本当にビジネスの倫理が先に立っていないだろうか。ここまで言いたくないけれども、そういう部分、ちょっと感じる部分も私はあるのですよ、正直言って。

それは何かと言うと、介護度が、本当は介護が自立支援だからよくなれば、みんなが喜ばなければいけないのに、介護支援がよくなったらみんなが悲しがるのですよ、家族は。おかしいですよね。よくなれば本当は喜ばなければいけないのです。だけれども、実際にはサービスを受けられる金額が少なくなるからといって、やはり本当に困りますという感じが多いのですよね、現実。これでは本来の出発点からちょっと違っているのです。

やはりいろいろデイサービスだとか、いろいろのサービスを受ける中で大事なものは、どう改善されているかということなのです。それで、委員会のとき私も問いかけました。そういう改善をしている人は何人いられますか。ちょっとそのとき私はすぐに言ったから、即答で出ませんでした。それはいいです。すぐその場で言ったのですから。でも、それが現実の実態なのです。

本来ならば、よくなって、そしてまたいつでも自宅へ帰ってきて受けられる。そして、また厳しくなったらまた施設に行かれる。そういう信頼関係の体制をつくっていくのが、本来の目的だと思っているのです。今、現実はいろいろ介護の施設なども経営が大変ですから、一生懸命これはどうですか、これもどうですか。これはいいことだと思います。でもそれが本当に介護度がよくなる体制にもって考えているかどうかということなのです。そうしないと給付費がどんどん増えるばかりなのです。

私はそこを――施設の人たちが悪いとか言っているのではないのです。その観点の、見方というものの、経営的な部分が先に来過ぎていないかということが、ちょっと私も実感して感じられるものですから、その現場の担当者は、こんなことを市長に言って申しわけないのですけれども、質問して申しわけない、現場で働く人はどのように思っているのか。いろいろレセプト等も始まっているわけですので、それでどのように感じているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

今の話はよく聞かせてもらいました。担当のほうはどう思っているか、ちょっと答えさせてみたいと思います。

○副 議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

ただいまのご指摘についてですが、国のほうでは今、議員のおっしゃったとおり、介護度をより改善する方向で制度を進めているところでございます。確かにご指摘のとおり、現場とす

ると、ややもすると介護度が重いほうが報酬単価が高くなるといった部分で歓迎しない部分もあるかとも思いますが、やはりそうではなく、本人からすれば介護度が改善されて自立度が高まるほうが望ましいことですし、介護保険制度としてもそういった方向に進まなければならないと思っております。今後の7期に向けてこうした部分をより強く進めて、事業所のほうとも一体となってこうした形で進めていくように考えていきたいと思っております。以上です。

○副 議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

ちょっと時間の配分が、全然進まなくて大変失礼いたしました。皆さんも心配していると思っておりますので、ちょっと急がせていただきたいと思っております。

今言ったように、私は介護施設が、介護が改善したならば、今後は例えばその施設に報奨金などのそういう制度も設けて、どんどんやはり啓発をしていく。お互いに喜んでいく。だって1つのあれですよ。介護の施設に行けばお1人の方、自治体が負担しているのは25万円～27万円ですよ。これはお金のことを言っているのではないですよ。でもそういうことを考えたときに、やはり私はこういう報奨金制度というものをまた考えた中でしていくことも1つの案かなと、部分かなと思っております。

ちょっと時間が恐縮でありました。次の認知症対策についてでありますけれども、それでは平成30年の4月実施を目指して着実にできるということだけ確認させていただきたいと思っております。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

先ほど申し上げたとおりだと思っておりますが、再度担当部のほうに答えさせます。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

こちらにつきましては、サポート医研修というものが必要になって、ドクターの確保も必要になるところがありますが、そのサポート医研修のほうも受講していただけることになっておりますので、体制が平成30年4月から整備できるということは大丈夫というふうに考えております。以上です。

○副 議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の「地域包括ケアシステム」の構築推進について

確認させていただきました。その部分でいろいろ大変な部分があるというのは重々承知しておりますけれども、ぜひ、進めていただきたいと思っております。

介護休業制度については市長もおっしゃったとおりでありますので、ぜひ、企業の理解をしていただく中で進めていっていただきたいと思っております。

次の介護職員の処遇改善の現状についてでありますけれども、今、市長から報告いただきました要支援1、2の方、自治体でこれを進めていくわけでありますけれども、ぜひ、私は——今、県の制度というのもありますけれども、私たちにはサンテックスですかね、ああいうすば

らしい施設がまさにあるわけでありますので、これからやはりそのところの人数を多くするためには、そういうところもして、これは3日間の研修をすればそういう認定制度ができるわけですね。そういう部分もぜひ、私は進めていっていただきたいと思います。

なぜかと言うと、訪問介護の中を分析したときに、掃除は72%、買物は15%、調理は6%と、要支援1、2の中で家事援助が9割以上を占めているのですね。そう考えたときに、私は今介護不足と言われている中で、この部分を我が市として、ぜひ、第7期の中にきちんと定めて進めていっていただきたいというふうに要望する次第であります。

次に最後の介護ボランティア制度、これは市長から、林市長になって初めて画期的な前向きに進めるということがありました。私はそれを聞いたので、これに関してはもう結構でございます。私は健康寿命を考えたときに調べさせていただいて、我が市の平均寿命は男性が80.9歳、女性は87.4歳なのですね。健康寿命を見ますと、これはちょっと5年単位でありますから私の数字が平成22年の資料しか持っていないのでちょっとわからないですけれども、男性が69.91歳なのですね。そして女性が73.77、これは平成22年、今、平成27年の資料はちょっと私が調べていないのでわからないのですけれども、そう見たときに9年から12年、必ず誰かの介護を、介護などの誰かの手を手助けをしなければいけないというこの部分ありますので、ぜひ、市長のおっしゃった介護ボランティアというのを——ほんの一部であります。一部だけれども、やはりこういうことにしようとして先ほどニーズ調査にもあったように、健康に対しての意識というものが、すごくあるということも私はお聞きしましたので、その部分を期待したいと思っています。

2 がん対策強化と健康寿命について

では、大きな2点目に移ります。大変時間が迫って恐縮でございますけれども、がん対策の強化と健康寿命についてであります。私は議員になった当初から健康というテーマを一貫して訴えてまいりました。議員一番最初の一般質問でも、健康推進員制度の提言もさせていただきました。私は第3期がん対策推進基本計画作成について、当市の重点施策をお伺いさせていただきたいものであります。

ご承知のとおり私たちは昭和56年からがんが死因の1位であります。本当にそういう部分を感じたときに、やはり大事な重要課題だと思います。がんというのは今までは不治の病でしたけれども、長くつき合う病というふうに今は言われております。本当にそういう面で第3期がん対策の、いっぱいありますので、重点施策でいいですから、ぜひ——時間の関係もありますので、こんな私の配分の仕方時間が短くなって大変恐縮でございますけれども、その中でぜひ、市民の皆さんがわかりやすいようなちょっと答弁をいただければありがたいと思っています。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 がん対策強化と健康寿命について

それでは、中沢議員の2つ目の質問のがん対策の問題であります。がん対策推進基本計画、これは平成18年に成立をしましたがん対策基本法に基づいて、がん対策を総合的かつ計画的に

推進するための国の計画であります。期間をおおむね6年として平成19年に第1期、平成24年に第2期計画が策定され、この平成29年からの第3期計画案は策定済みで、この秋に第3期計画が閣議決定する見込みというふうになっております。

第3期計画では、がん予防、がん医療の充実、がんと共生を3つの柱としておって、市は重点的に取り組むべきは、現計画と同じくがん予防であると思います。1次予防として生活習慣、喫煙・飲酒・食事・身体活動、これら生活習慣の改善、2次予防としてがん検診、それと要精密検査受診率の向上、これによるがんの早期発見、早期治療に取り組んでいくこと。ここにとりあえずは尽きるのではないかと私は思っております。ここに言い尽くされているのではないかと思います。

○副議長 質問総時間の残りが10分を切りましたので、まとめに入ってください。

8番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 **がん対策強化と健康寿命について**

本当に市長にはしよらせてしまって、多分いっぱい資料等を用意されていたかと思うのですが、申しわけございません。市長が最後に言った、やはり予防、ここの部分がポイントかと私は思っております。

その中で例えば今、国保税なども上がって、いろいろ言われている中で、興味あるデータがある。皆さんも見られたかと思うのですけれども、これは新潟日報に春でしたでしょうかね、載っておりました。それは県内の全30市町村の健康増進と予防の取り組みという部分で載っていました。実はこれは県が採点して、国保の調整交付金に反映しているという、これはもう担当の部署はわかるかと思えます。その中で我が市は県下30の中で5位でありました。200点満点で184点であります。そして1人当たりの交付金は、2,439円。全体で3,374万2,000円が交付された。まさに予防という部分をきちんとすると、こういうふうにこれからどんどん今度は変わってきますよね。ましてや平成30年度から今度は県に移行した場合、そういう部分が大事になってくるわけでありまして。

そうした中で1位はどこかと思ったら、やはりこの近郊なのですね、十日町市なのです。1位が193点なのです。そして何をしたかという、やはり糖尿病。がんとはちょっと違いますけれども、糖尿病の重症患者とか食事面などの指導、また、血圧の管理などをやって、そして一番私を感じたのは、注視したのは、40代から60代に重点的に働きかけた特定健診であるというふうに見ました。

その中で私がやはり感じたのは、我が市の状況を鑑みたときに、この特定健診の中で全国平均は50%でありますけれども、それをうちは50.1%ということは危うくこうされておりますけれども、実はこの部分がずっと減ってきているのですね、少なくなってきているのです。わかるとおり、これは担当者はわかると思うのですけれども、ずっとこれは毎年減ってきているのです。ここに私は注視したいのです。40代から60代、一番働き盛りの部分です——あ、時間だ、済みません。大変失礼いたしました——その部分でありますので、ぜひ、この部分をお願いしたい、これから予防という部分をお願いしたいと思えます。

そして次にデータ、ビッグデータにおける健康寿命について市長、この部分がずっと今、ささやかれておりますけれども、この部分についてどのように取り組もうとしているのかお聞かせください。済みません。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 がん対策強化と健康寿命について

それでは、ビッグデータの件。先ほど言った第3期の計画の柱の1つががん医療の充実でありまして、ビッグデータを活用したゲノム——遺伝情報と言ったらいいのでしょうか——医療の推進が掲げられています。そのほかにも厚生労働省がデータヘルス改革推進本部を立ち上げて、健康医療・介護、この膨大なデータを徹底的に整理、収集・分析して、国民が身近な環境で予防、健康管理、重症化予防などに向けた効率的なサポートを受けられる環境を2020年度から本格稼働させ、健康寿命の延伸と医療費の抑制を図っていくという計画であります。

新潟県でも国民健康保険や協会けんぽの情報や、県立病院等のカルテ情報を分析して、医療の効率化や健康寿命の延伸につなげる計画であります。今、米山県知事がまさに声を大きくして言っているところであります。このような国や県といった保険者の枠を超えた取り組みの成果も活用しながら、南魚沼市民の健康寿命の延伸と医療費削減に私どもも取り組んでまいりたいと思っております。

○副 議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 がん対策強化と健康寿命について

今全部データ化されておりますので、ぜひ、進めていただきたいと思えます。

最後の項目に移ります。本当にこのがん患者の就労支援についてでありますけれども、これは表にもさせていただきましたように、新しく今どんどん変わっておりますので、ぜひ、その部分を……（制限時間を知らせるブザー音あり）したいと思っております。ぜひ、期待し、終わりたいと思えます。大変時間の配分がへたで申しわけございませんでした。お許しいただきたいと思えます。ありがとうございます。恐縮でございます。

○副 議 長 説明いたします。ただいま、質問時間30分を切りまして、今までの内規といえますか、運用内規のほうで質問時間が終了した時点で答弁のほうも終了させていただくということになっておりますので、はい。

〔何事か叫ぶ者あり〕

それはまた別のあれです。原則は30分で、30分までということになっておりますので。ここで打ち切らせていただきます。

○副 議 長 以上で中沢一博君の一般質問を終わります。

○副 議 長 質問順位10番、議席番号1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。

それでは、これより通告に従いまして、従来型一問一答方式にて質問いたします。

1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

大項目1点目、第3次南魚沼市男女共同参画基本計画についてであります。平成19年に策定

された基本計画も10年が過ぎ、今年度からは第3次基本計画となりました。この中で林市長は少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した日本にとって男女共同参画社会の実現は社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組む必要があると述べています。また、男女平等や多様な個性を尊重する考え方が徐々に広がる一方で、人々の意識や社会慣習の中にはいまだに固定的な性別役割分担意識が根強く残り、さまざまな分野において女性と男性の共同参画が進んでいないのが現状であるとも述べられています。

そして、この基本計画の中では、120人が回答した市民アンケートの結果も分析されています。その中に、社会の慣習やしきたりの中に性別による固定的役割分担意識が残っており、社会生活のあらゆる場面で平等ではない状態だと感じている人が多く、特に女性にその傾向が強い。男女がともに社会の一員という認識を持った上で、家庭においても、地域、職場においても性別にこだわらない平等な役割分担が求められており、制度やサービスを充実させ、男女の経済格差等の解消が図られることが必要とあります。

また、男女共同参画社会とは、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、みずから求める職業や家庭内での責任等、社会全体のあらゆる場面において性差による不平等をなくすこととあります。さらに男女共同参画の考え方や平等の本旨が正しく理解されていない現状であり、従来の固定的社会構造の概念にとらわれない意識改革や啓発活動が必要と書かれています。

以上のことから10年が経過しても意識改革はなかなか進んでいない現状と、誰もが住みよい社会を目指すには、今後も重要な課題であるとの考えから市長のお考えを伺います。

(1) 重点目標2、教育による取り組みの充実の中に学校教育を通じて男女共同参画に対する正しい理解を浸透させることが重要とあり、大きな影響を与える取り組みと考えます。

①学校教育については、男女混合名簿となっており、呼称についても——呼び名ですが——呼称についても男女の区別のない呼称が浸透するなど、男女平等の取り組みが進んでいると書いてあります。しかし、現状は小学校全てと、総合支援学校は混合名簿になっていますが、中学校では城内中学校のみです。計画策定時に現状を確認していたのかが疑問に感じられます。そこで混合名簿が進まない理由を伺います。

②来年度開校の統合八海中学校の名簿はどのように考え、進めるのかを伺います。

(2) 重点目標4、地域における男女共同参画の推進の中では、行政区長、副区長の女性割合はゼロ%とのことで、役員全体では前年度より0.3%上がったものの、平成28年度も5.6%と低く、性別による固定的役割分担が残る状況です、と書かれています。平成29年度は区長が1名いるそうですが、行政区長に女性が少ないと、女性は地域の問題を訴えにくいという声もあります。また、少子高齢化の中で役員選考に苦慮する地域もあり、積極的な取り組みが必要と考えます。基本計画が策定をされて10年を過ぎましたが、行政区長会での新たな取り組みがあるかを伺います。以上で壇上からの質問を終わります。

○副 議 長　　ここでちょっとお願いいたしますけれども、質問者及び答弁者が発言中につ

きましては、私語を慎んでいただくよう、お願いをいたしたいというふうに思います。

田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは、田中議員の質問に答えさせていただきたいと思います。

1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

まず、1番目のところであります。市内の学校における男女の混合名簿の導入状況、このことにつきましてですが、議員のご指摘のとおり、小学校は全ての学校、中学校は城内中学校のみの導入であり、実際の導入状況と表現のずれがありました。本来は「男女混合名簿の導入が進んできており」と表現するべきところを誤った文章となってしまいました。なっていたということでもあります。この点につきまして深くおわびを申し上げたいと思います。継続して男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していくことはお約束をしたいと思います。

既に市内の全中学校では男女共同参画社会について、学校行事や学級活動、また社会科——これは公民的分野、これらの授業や家庭科の授業などで学習を進めております。

各校の男女混合名簿につきましては、年度途中での変更は今できないということでもありますので、来年度4月からの改善に向けて該当する全中学の校長先生方と協議をさせていただき、善処させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

②番の件であります。来年度、来年からようやく開校させていただきます統合八海中学校の名簿についてであります。どのように考え、進めるかということではありますが、今ほど申し上げましたとおり、該当する全中学校校長、この中には八海中学も含まれますので、これらと協議をさせていただきまして、八海中学校についても検討してまいります。以上でございます。

〔何事か叫ぶ者あり〕

失礼しました。大変失礼しました。なかなかちよっとわかりづらいときがあつてごめんなさい。失礼いたしました。では、2番目のほうの質問になるわけですね。地域における男女共同参画の推進について、第3次南魚沼市男女共同参画基本計画の中でも重点施策として位置づけているところであります。平成28年度の行政区役員に占める女性の割合、区長・副区長については、今ゼロ％であります。会計、執行部、伍長、うちの地域ではこれは常会長といいますけれども、また班長などを含めた割合、全部それらを見ますと5.6％となっております。これはしながら前年度比、まことに少ないのですけれども、0.3％増ということですよ。

啓発活動としては秋の行政区、区長会ですね、これらにおきまして行政区役員の女性の登用、こういう言葉が死語になればいいわけですがけれども、女性の登用ですよ。これらについての配慮を市からもお願いさせていただき、あわせて女性役員割合についてのアンケート調査などを、今、実施しているということでもあります。これらの取り組みに加えまして、毎年6月の男女共同参画週間、こういうものがありますが、これに合わせた広報活動などにより、少しずつでありますけれども、効果はあらわれてきているものというふうにも思っております。

行政区役員に占める女性の割合の低さは、この議会、市議会に占める女性割合の低さからもこれはわかるとおりでありまして、この地域は男女共同参画の意識が低いのであろうというふ

うに私も認識しているところでもあります。ちなみに全国では議会はどうなっているかということ、もうお調べになっているかもしれませんが、これは都道府県議会、そして市区町村議会の女性議員の割合は、全国では12.4%、市議会のみと比較でありますと13.9%、同じく全国の地方公共団体の自治会長さんの女性の割合というのは4.9%であります。うちはゼロでありますので、ということでもあります。

女性の社会進出においては、性差による障害を取り払うことが重要であることに加えて、女性がみずから望んで、女性のほうからもみずから望んで社会で活躍しようとする環境づくり、それに向けた周囲の意識改革が大変重要だということでもあります。そういった点では当市はなかなか、まだまだであるという認識であります。女性参画、共同参画の推進につきましては、意識改革の面からもすぐに効果があらわれるものではありませんけれども、一歩でも前進することが重要であると考えておりますので、今後とも継続的な取り組みを続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副 議 長 1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

今、大変前向きなご答弁をいただきまして、本当にうれしく思っております。ちょっと現場のほうの声を確認しましたが、生徒はやはり小学校から混合名簿に慣れておりますので、もうそれが中学になっても自然と受け止められているということでもあります。また、名簿が混合であっても健康診断や授業の中で必要に応じてはちゃんと男女別に集まる機会もありまして、現場でのほうの混乱はないというふうに聞いています。また、教員は異動がありますので、男女別であっても、混合名簿であっても異動先の学校次第に合わせているというようなところがありまして、どちらにも対応できるということだそうです。

ただ、今までのやり方を変更するのは労力が必要なもので、なかなかそれが進まないのではないかというような声もありましたので、来年度から一気に市内の中学を変えるということ、今、答弁していただきまして、これはかなり本当に頑張っていたのだなというふうに感じております。また、新たに開校する八海中学校、市長が就任されて初めて新たにできる中学ですので、ここについても市長の熱意と思いが込められて、混合名簿になるということについては大変意義があることだなというふうに感じております。

1点のみ再質問させていただきます。ことしの大和中学校の入学式の新入生名簿のほうは、男子の下に女子の名前がありました。こういったことも混合名簿になりますとそんなことはなかったでしょうし、無意識のうちに男女に上下関係があるかのような誤解をすり込む心配もなくなるのだろうというふうに思います。

基本目標1の意識づくりの中には、社会にまだまだ根強く残る男女差別や性差に関する偏見を次世代に引き継がないためには、子供たちの生活の場で大きな影響力を持つ保護者、学校等教育関係者、地域の指導者等がまず男女共同参画について正しく理解することが重要です、というふうに書かれてあります。この入学式の資料を作成した学校関係者はこのことについて正しく理解していたと思われませんか。お答えをお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

今のご質問にお答えする前に、大変前向きだというちょっとお褒めをいただいたみたいところがあり、ちょっと誤解をしないで聞いてもらいたいところがあるのです。これは校長先生という存在があるわけでありまして。本来、私が今答弁しましたが、本当は教育長からさせるべきだった内容なのかもしれません。ただ、かぶるところがありましたので、私のほうでしていますが、これはもう一度申し上げますけれども、全市の校長先生方とこれを協議して善処してまいります。八海中学校の部分も、これは学校についても検討してまいりますと私は答えていますので。思いはあるのですけれども、やはりそういうプロセスを経なければなりませんということ、ぜひ、ご認識をいただきたいと思っております。

2つ目につきましては、いろいろなところで何となくやはりそういうことが続いているのだと思っております。どういうやり方があるかは別にして、やはりどうしてもそういう何ていうのですか、位置関係というのですか、書き物の位置関係だけでも頭へのすり込みというのものもあるのかもしれません。これらについては配慮しながらまた検討していただきたいと、そういう学校関係にお話をさせてもらいたいと思っております。学校ですよ。以上です。

○副 議 長 1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

校長先生が中心となって学校のほかの教員の方々とも相談しながら進めることだというその手順については私も理解しておりますので、そこにやはり市の考え方をきちんとお伝えをして、前向きに検討していただくということだけでもかなりやはり前向きに、一歩前進ではないかなというふうに思いますので、はい、ありがたいと思っております。ですので、この件につきましては以上で終わります。

次に(2)のほう、地域における男女共同参画の推進について再質問させていただきます。行政区の独自の運営であり、行政のほうから指導するという事はなかなか難しいことであるというふうには感じております。けれども、市からは区長報酬も出ておりますし、目標としてこのようにはっきりと上げてあるわけですので、積極的な取り組みが必要であると思っております。

区長会のほうは年2回、春・秋にあるわけですけれども、私も議員になりましてそこを傍聴させていただきましたが、私が傍聴したときには2回とも、こういった件について話される場面を見かけなかったなというふうに思います。行政区における女性の役員の状況に関するアンケートというの、これももう実施されているようなのですけれども、私がとても問題だなというふうを感じる、なぜ進まないのかなという理由の1つは、選考の仕方ではないかなというふうに思うのです。この選考の仕方についてもアンケート等何か把握されていることがありましたらお答えをお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

先ほどの区長会でこういうのがなかったということについてはちょっと私も存じかねますの

で、担当のほうにちょっと話をさせます。

ただ、なかなか難しい問題だと私は個人的に思います。すごく難しいと思います。例えば私どもの、私の在所の石打という行政区は選挙です。例えばですね。それは全部違いますので、一律にちょっとと言えないところがあるのではなからうかというふうに思っていますが、担当のほうに答えさせます。

○副 議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

行政区における役員の選出方法でございますけれども、そういった調査はしておりません。今、市長が申し上げましたとおり、いろいろな選考方法があるものと認識しております。以上です。

○副 議 長 1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

それでは、調べていないということは、それはそれで事実でよろしいかと思えます。選考の仕方なのですけれども、私の近くのところで聞いてみますと、歴代の役員のリストの中から何年前に庶務のほうをやったから、そろそろ副区長どうだろう、この人どうだろうというような形のその名簿自体がもう歴代の役員のリストの中からまた選んでいるというようなところもあったり、私も全てを把握しているわけではありませんけれども、その世帯主のリストの中から選考しているという部分もあるのではないかなと思うのです。そうなりますと、選考基準のリストの中自体にもう既に女性が少ないのではないかなというふうに感じるわけです。ですので、そのリストの中に住民リストというような形で、その世帯の中でもいろいろな家庭の事情もありますでしょうから、そういう個人ですね、そういうリストを上げて個々に適材適所という、この人ならと、こういう選考の仕方はどうでしょうかというような提案をする考えがあるかどうかをお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

ちょっと前提に話をさせてもらおうと、例えば農協さんですとか、今さまざまな団体については、女性枠みたいなものでやはりこういうところから始めて男女共同、何て言うのですか、平等に参画させようという動きでやっていると思います。行政区長さんとかということになると、それぞれが1つずつ独立をしていて、なかなかここには、何て言うのですか、夫婦の問題とかが私はさまざまあると思っていて、名簿からやっているなどという村が私はあるかどうか知りませんが、普通一般的には村の人たちの顔は全部見えていてという状況ですので、なかなかそれを私は今、各行政区長さんにその名簿に基づいたどうのこうのということをやりたいとか、やるべきですよという話を私は、私自身はちょっと腑に落ちないところがありますので、するつもりはありません。ただ、ちょっとそれで回答になるかどうかちょっとわかりませんが、私は今そういう考えは持っておりません。

○副 議 長 1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 第3次南魚沼市男女共同参画基本計画について

その選考の方法、選考委員も男性ばかりであるのは実態であろうと思いますので、そういったところも難しいところではあると思います。女性の役員を育てる取り組みということにつきましても、この基本法を鑑みた中から提案をしていく、お願いをしていくという——強制的なものではありませんので、お願いをしていくということになると思うのですけれども、女性がなかなか受けてくれないと言う前に、まずはその前段にこの人どうだろうというような声上がるような女性役員を育てていく取り組みが必要ではないかなというふうに思います。この点については今ほどのお話を聞きますと、もうかなり難しいというような雰囲気でありますので、時間の関係もありますので、この質問については以上とさせていただきます。

2 ワークライフバランスの周知・促進について

次に大項目2点目の質問であります。ワークライフバランスの周知・促進についてであります。このことを私がこういう一般質問の場で質問すること自体が、もう周知につながるのではないかなというふうに期待をしまして取り上げさせていただきました。

男女がともに働き方、暮らし方を見直し、多様で柔軟な働き方の実現に向け、性別にかかわらずなく、その能力を十分に発揮できる社会づくりを推進するには、県のハッピーパートナー企業に登録している南魚沼市が、まず、民間企業の手本となるべきと考えます。長時間労働削減等による働き方改革を推進し、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに暮らしやすい社会の実現について市長のお考えを伺います。

①市職員の時間外勤務は、部署別、個人別で不均衡はないか。チェック等指導をしているかについてまず伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

ワークライフバランスのことです。1点目のご質問、平成28年度の時間外勤務の実績から申し上げます。全職員の平均が年133.8時間、月11.2時間で、消防、病院、保育園を除いた平均は、月14.3時間です。1つずつの課単位での1人当たりの平均は多い課で月58.9時間、少ない課では月数時間程度であります。

各部署の事務事業や、事務や事業、その年度の事務の多い、少ない、例えば選挙事務があるとか、大きなプロジェクト等があるとか、そういうことが影響し、差があるものと考えています。

部署間の不均衡を是正するため、平成29年度の人員配置においては時間外勤務も考慮して増員、減員をそれぞれ行いました。所属内での職員間の不均衡が見られる部署もありますので、事務分担の再編等で均衡を図りまして、仕事と生活の調和が図られるよう、今後も取り組んでまいります。私も市長という立場になりましたら、かなりいろいろなこういうことを庁内でやっております。

○副 議 長 1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ワークライフバランスの周知・促進について

今、平均で見ますと、月当たり 11.2 時間、11 時間 10 分ですね。これは決して民間と比べてみても多過ぎる時間ではないというふうにはもちろん感じます。けれども、部署別でやはり 58.5 ということになりますと、これはかなり厳しいのかなというふうに思います。私も月 70 時間やったときもありましたけれども、本当に家には寝に帰るような形になって、家のことは何もできないというような状況になります。やはり、部署別、個人別での不均衡があるように見受けられますが、そういったことのチェック体制なのですけれども、一般企業ですとある程度 10 日ごととか、ある程度 20 日、毎月 20 日とかいうような閉めに合わせて、その時点で今はもうリストが簡単に出来ますので、この人が多過ぎるなというようなこともすぐにわかることだと思います。

ですので、そういったところで、ではその人の業務——どうして時間外が多くなるのか、どういう応援体制ができるのか。はたまた時期によってどうしても多くなってしまいう時期、業務の中での時期が、限定で多くなってしまいう忙しい時期というのももちろんあると思います。そういうときには臨時を入れるとか、他部署からの応援を入れるとか、年度の変わりその人員配置のときには考慮しているということをお話しいただいたのですけれども、年度の中でも柔軟にそういったところができるのかどうか。チェックをしているかどうかということと、そういう細かい配慮がされているかどうかについて再度お願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

今ほど議員がおっしゃった、チェックとか細かい配慮は全部やっていると思いますが、それは絶対的に全部それでよしということになっているかどうかはちょっとまた別問題ですが、かなりこれは細かくやっております。やっておりますし、時間外ということについては、大変厳しく我々も見ている。当然私の立場としては職員の組合さんにも報告が当然あったりとか、いろいろな要望も当然受けながらやっているわけでありまして。ちょっと、もうちょっと細かいところにつきましては、担当の部署のほうから答えさせます。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

時間外勤務のチェックの関係ですが、毎月、その月が終わった次の月の頭に、毎月その課、係ごと、あるいは人ごと、職員ごとの時間数を集計いたします。45 時間以上になった職員につきましては、労働者の疲労度チェック表というのがございまして、それをチェックを提出していただいて担当課の課長のほうで何が原因なのか、どういった業務があるのかというような把握をして行っているところでございます。

また、その課、係でその年によって、多い場合はどういった応援体制かというお話なのですが、例えば先ほど市長が申しあげました選挙事務、昨年度 3 つ選挙があったわけなのですが、それを踏まえてことしは選挙のほうに、併任辞令を出しております。市民課のほうに併任の辞令ですね。選挙管理委員会の事務を行うというのは、総務課が主なのですが、併任辞令を関係する部署にも出しておるのですが、その部署から応援ということで、今、既に選

挙の事務所にも詰めて、あわせて残業なども手伝っていただいているというような1つの例ですけれども、そういったことでの応援体制。

もう一つは、さらに市の係の関係ですけれども、うちの市は係だけではなくて、班編成というものを取っております。それは所属の課長の裁量によるところなのですが、その時期によってその班の中で業務多過の場合は応援するというような体制は整っていますが、実務はその課長なりがどういうふうに配慮するかということになっております。そんなところです。以上です。

○副 議 長 1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ワークライフバランスの周知・促進について

細かい配慮もされているということで、45 時間以上の方についても指導がされているということをお答えいただきました。応援につきましても、市の職員の方々は異動がありますので、わりとどなたもいろいろな課の仕事ができるような体制は、民間ですと多能工というのですけれども、そういったことはできているのではないかなと思いますので、あとそれも実行するかどうかにかかっているのだらうと思います。そういう点では大変努力されているなというふうに感じます。また、この議会の答弁書をつくるにあたりましては、その担当課の方々、大変夜遅くまでかかっているということも聞いておりますので、そういう事実がわかりながらもこういった内容の質問をさせていただきました。大変努力については認識しておりますので、ありがとうございました。

次の②番、職員の有給休暇の取得率は適切か。退職時に全消化できているかについてお答えを願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

それでは、2つ目の有給休暇のことです。平成 28 年度の年次有給休暇の平均取得日数は、11.8 日で、前年度より 0.21、わずかですが増加をいたしました。県内の市町村の平均は最新の平成 27 年ですけれども、この数値では 9.8 日であり、ここ数年は平均 10 日前後で推移をしています。平成 19 年にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議という会議が決定しました、仕事と生活の調和推進のための行動指針では、付与日数、これが 20 日に対する取得率について、平成 32 年に 70%、取得日数 14 日と目標が設定をされました。当市の特定事業主行動計画では、平成 32 年までに取得日数は 14 日を目標としておりますので、今後も取得促進を喚起していきたいと思っています。

なお、退職時に有給休暇を全部消化できているかというご質問でありますけれども、全部消化した職員はこれまで見受けられないということでもあります。

○副 議 長 1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ワークライフバランスの周知・促進について

今の有給の取得ですが、大体 10 日前後ということになりますと、月 1 回ないということになりますよね。ですので、やはりかなりこれは少ないなというふうに思います。平成 32 年の 14

日を目指ということ、ここにやはり向けていかなければいけないなというふうに感じます。ただ、部署によっては本当に人材不足、マンパワー不足が深刻なわけですので、人不足でその激務の中で、なおかつ有給も取れるという状況にするのは本当にこれが至難の業であるというふうにも、それも十分にわかります。ただ、それは市役所だけでなく、民間でも同じことでもありますので、やはり臨時とかもうまく使う中で、有給が使えるような形にしていくべきではないかなというふうに思います。

この点では1点だけ、休み明けに業務のほう山積みになることはないかなということが心配されます。やはり、1日休むと次の日、出てきたときに、机の上に山積みになっているというのは、もう休むと自分で自分の首を絞めるようなものだなというふう感じて、なかなか休みにくくなってしまふものなのですけれども、こういったところの1人休みがあったときには、それをカバーし合うチームワークのほうできているかどうか1点のみ聞かせてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

そういうことができ上がっていてほしいのですけれども、私もなかなかその現場の休み明けに山積みになっているとか、多分そういうこともあるのだろうなと思いついておりますが、それにつきましては担当の部署のほうから、いろいろな声も上がってきているかもしれませんので、答えさせたいと思います。

私そのものは若いときからほとんど休んだことがなくて、非常に休みが多いなと私は個人的には思っているのですけれども、これはここで言えないのです。市長としては言えないのですけれども、本当にですね、いい世の中になっていると。でもそれはきちんと制度としてあるのなら、きちんと休んでもらいたいというのは当然日ごろ言っておりますので、今の発言はちょっと撤回をさせていただきますけれども、そういう気持ちでやっています。本当に部署はちゃんと休んでくれ、そして時間外はしないようにということも毎日のようにやって、職員に喚起しておりますので、ご理解いただきたいと思います。担当に答えさせます。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

休んだ仕事の連携ということですが、当然、休みを取る前に係内で係長を中心に、どういった業務が来る予定だと、何々があるよというような打ち合わせと申しますか、当然それでほかの者が対応、係長が指示して対応ということもあろうかと思つています。また、仕事の内容ですが、書面だけではなくて、例えば国、県から今メールで係宛に来ますので、それがその個人で見るとはなくて、係で把握をします。担当の者が休みの場合についても先ほど言いましたように、係長を中心にしてみんなで分担して締切までに間に合わせるというようなことがあろうかと思つています。そんなところですが、以上です。

○副 議 長 1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ワークライフバランスの周知・促進について

では、その点についてはできているということで、次に移ります。

③市職員の育児休業取得率は向上しているかについてお答え願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

育児休業取得率のことです。女性職員の育児休業取得については、ここ10年以上100%の取得率ですが、男性職員の取得率はゼロ%がしばらく続いています。育児休暇の促進について周知をし、取得しやすい職場の環境づくりを図り、育児休業取得率を引き上げるとともに、妻の出産入院時の休暇、または夫の育児参加休暇などの特別休暇の取得率向上に努め、男性職員の子育て参加の促進を図ってまいります。

先ほどちょっと私の失言もあるかもしれませんが、私はこの育児休暇に男性職員が加わっていくということが、非常にこれから重要なことだというふうに思っていますし、我々この自治体、公のほうで、こういったことに一生懸命取り組む。先ほどの休暇とかさまざま、残業のこともそうですけれども、これらは率先して市役所が取り組む、公が取り組むことによって民間もそういうふうになり上がってくるというふうに思っていますので、これは本当に重要なことだと思っております。

○副 議 長 1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ワークライフバランスの周知・促進について

女性100%、男性ゼロ%という答弁だったわけですが、ただ短い期間だけでも、今、言われました妻の出産のとき、入院しているとき、入退院のときとか、そういった短い時間については特休を使って休まれているということですので、そういったところが、ちゃんと休んでやってやれよという声かけというのが、やはり大事ではないか。休みやすい雰囲気づくりというところにつながるのではないかとこのように思いますので、ぜひ、そういったところにも配慮いただいて、期待をしましてこの件につきましては終わります。

④番、メンタルヘルスケアにはどのように取り組んでいますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

メンタルヘルスケアについては、昨年度から導入されましたストレスチェック、産業医さん、お医者さんですね、産業医や産業カウンセラーなどによりますカウンセリング、管理監督者向け研修、これらの実施などによりまして取り組んでいます。実は私もストレスチェックを受けております。

ストレスチェックの実施によって、職員個々がストレスの気づきを高め、セルフケアに生かすことができます。また、個人の結果を集計し、分析を行うことで職場環境が明確になり、その改善にもつなげていくことができると思っています。こうしたことで職員のメンタルヘルス、不調の未然防止を図っているところであります。また、月ごとに時間外勤務が多い職員、先ほど来、話があるとおり、こういう職員に対しまして疲労蓄積度自己診断チェック、これらを行いまして、疲労、ストレスの蓄積が見られる職員には、産業医の面接を行っています。

これらのセルフケア等を複合的に行うことで、職場環境の改善を重点に置いてメンタルヘル

スクエアに取り組んでいると。これは一生懸命取り組ませていただいているという報告をさせていただきたいと思います。

○副 議 長 1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ワークライフバランスの周知・促進について

この件につきましても相談する窓口やチェック体制というところが、かなり整っているのだなというところがわかりましたので、大変よかったなと思います。新潟県はやはり自殺率が高いですので、そういったところにもつながらないように、この点についても力を入れていただけるとありがたいなというふうに思います。そういった期待を込めてこの件も終了します。

⑤番、病院職を除くと課長職以上が、特に女性管理職の登用が少ないというところが見て取れますが、今後はこの点について、女性の登用についてどう進めるのか、お答えをお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

女性管理職の登用です。係長・課長級への登用に資するために、数年周期での計画的な人事異動によって、新しい上司のもとで新しい仕事を学び、その人の適正の発見や能力・キャリア開発、人間関係の構築を——言葉は固いですが、そういう人間関係をつくっていく。また、人事異動による人材育成、これらを行っています。第2期特定事業主行動計画というのがありまして、ここでは係長相当職、これは公安・医療職を除いています。公安というのは、うちで言うと消防のことですね、消防、医療職を除いていますが、この係長相当職に占める女性割合を現在の19.5%から平成32年には35%に引き上げたい。また、管理職相当職、これも先ほど言った公安・医療を除きますけれども、これに占める女性の割合は、現在の8.1%から10%にするという目標を今、掲げています。

目標達成のための1つとして、総合事務組合により昨年度から始まりまして、女性職員のみを対象とします外部研修への参加を始めました。庁内、うちの市役所庁内では、3名の女性管理職がいらっしゃいますけれども、この皆さんを講師として女性職員対象のキャリアアップ研修を実施したところでありまして。今後もこういった取り組みによりまして、意識向上やスキルアップを図って、女性管理職の登用につなげてまいりたいと思います。

最初のころに質問があった、例えば区長さんとかそういったことについても、我々のほうとしては——先ほどちょっと答弁をしようと思ってできなかったのがここでも言いますが、我々のほうからはお願いをする立場です。自治組織なのでですね、こうしなさい、とは言えません。ただ、我々にできることは我々の組織内で我々にできることをやっていくと。まずはそこから始めてそれを広げていくという視点に立たなければならないと思っております。

○副 議 長 1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ワークライフバランスの周知・促進について

最後の⑤番までいったわけですが、ワークライフバランスが進んで働きやすい職場環境が整わないと、結局はこの最後の女性の活躍推進は進まないだろうと思いますので、それでここまで一連で聞かせていただきました。それで、所信表明の中の73ページに、階層別研修の

参加者というのがあったのですけれども、この中の特に主任主査で2人と少なくなっていて、女性にそういった——今ほど答弁いただきました女性だけのキャリアアップの研修をされているということ、これも本当に重要なことで、経験者の方から話をさせていただくことというのは本当にわかりやすいと思いますので、重要だと思っておりますが、そうではなく、男女別ではない、同じような研修の中でも特に女性にも声かけをしてどうだという、ぜひ、これを受けてみないかというような呼び掛け、参加しやすい配慮というものがあるかどうかについてお答え願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

例えばこういう女性の登用とかを含めて、外側の環境が整った上でということでおっしゃっていると思います。そういうことも含めてやっていきますが、女性の登用というのは非常に心を砕いて私もやっていこうと思っていますし、前の市長の時代からかなりやっているのです。なかなかそれが進まないという難しさはあるのですけれども、その辺のことは私から答えるよりもちょっとそういう担当がおりますので、答えさせます。よろしくお願ひしたいと思います。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

研修への声掛けといいますか、今、直接はAという方にこれに行きなさいという直接的な働きかけはしておりませんが、研修につきましては掲示板、パソコンによる掲示板でいついつこういう研修があります。どのような目的、どのような内容です、ということでご案内して、やはりその職員の自発的なところを目指してというところがございます。

それから、お話がありました階層別、これはそれぞれ、例えば主任、主査、あるいは係長、課長など階層によってこれはもうどうしても強制的といいますか、受けていただく研修になっていますので、先ほど言われたその人数が少なかったというのは、たまたまそういう人数だったということでありまして、これは全員が通る道といいますか、通る研修という内容になっております。以上です。

○副 議 長 1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ワークライフバランスの周知・促進について

今ほどの階層別の研修については、たまたまそこが少なただけで、役職者については全員がその研修は最終的には受けるようになっていくということだと思いますが、誰でも受けられるような研修につきましても、ただ掲示板で出しているだけではなかなかそれは集まらないのではないかなというふうに感じます。参加者が少なかった場合の命令ということではなく、声掛け、どうだという個々にやはり声掛けというものも必要ではないかなというふうに思います。そういったところも、きっと大変忙しい中ではあると思いますが、難しいことであると思っておりますけれども、そういった細かい配慮もしていただけるとこの辺についても進んでいくのではないかなというふうに感じました。この辺については答弁ありましたら、最後1点だけお願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

これは私のほうからお答えします。そういうふうな方向で鋭意努めてまいりたいと思っておりますので、見守っていただきたい。また、ご指導もいただきたいと思えます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○市 長 ちょっと待ってください。担当の課長から答えさせます。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 2 ワークライフバランスの周知・促進について

先ほど個人的に働きかけはしないというのは、その背景といいますか、総合事務組合などの研修を掲示板でアップするのですけれども、手を挙げる職員は結構いるのですね。またそういったことで、少ないものは再度ということになりますけれども、その内容によるのです。いろいろな種目、研修内容がありますので、それによってはすごく多い場合、逆に幾つもの手を挙げる方には、ちょっと今回は待ってくださいというようなこともございます。

それからもう1点、これは将来的なあれなのですけれども、今、人事考課というのをやっておりますが、当然その人事考課で強みの点、弱い点が出てきます。この弱い点につきましてどういった研修を受けてくださいというような流れで、今、構築しているところなのです。まだ実施には至っていませんが、そういった例もあります。以上です。

○副 議 長 以上で田中せつ子君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を11時35分といたします。

〔午前11時20分〕

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前11時35分〕

○副 議 長 質問順位11番、議席番号22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回は大項目が3つあります。その1つ目を行います。

1 スピード感を持った市政運営、公約実現を

スピード感を持った市政運営、公約実現を、こういうことであります。市長に就任して約10か月ですが、それこそ選挙戦で言った公約とかそういうことに対して、私もちょっと早くやればいいなと思っていたのですが、ふるさと納税制度を6月1日から始めました。全天候型子育て支援施設、これもやるというふうなことを発表しました。私が6月に一般質問をしていたのですけれども、そのときはすっとぼけて、ちょっとびっくりしたのですが、やはり心の中ではいつ発表できるかなというふうに思っていたと思えますけれども、本当にありがたいことだと思います。

また、大きなことで言えば井戸規制についてですが、井戸規制も当初の予定どおり9月議会ですべてやっていったということで、本当にスピード感を持ち取り組んだことを私は評価したいと思います。

ただ、スピード感を持ってやるということになると、同時に市民への事業に対する周知説明に対しては、ちょっとおろそかになっていくという点があると思います。市民への周知というのは本当に気をつけなければいけない点もありますので、時間をかけても進みにくいことも現実ですので、これまでやった公約、大きなもので、ふるさと納税、全天候型、井戸規制、この3つに関してどのような考えで、これらの事業をスピード感を持って進めたのか聞きたいと思います。よろしくご答弁お願いいたします。以上です。

○副 議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、牧野議員の質問に答えていきたいと思います。

1 スピード感を持った市政運営、公約実現を

スピード感を持った市政運営、公約実現をということでありますが、昨日の若井議員のほうから、慕進中というような多分お褒めの言葉だったと思うのですが、いただいたり、また今、牧野さんから一定の評価をいただいたことを大変うれしく思っていますが、私としては今、全国の市長会や北信越市長会等にいろいろ出席したり、また、日ごろもいろいろな方々にお会いする中で、大変、今、世の中そのものがスピード感どころではない、大きなうねりのような速さで進んでいるということを日々感じています。私の中では評価をいただいたことはありがたいのですが、こんなにもなかなかものが進まないのだなということを感じながらやっているということも嘘ではなくて、そういう気持ちもありまして、これからも鋭意努めてまいりたいと思います。

職員の皆さんも頑張っていていますが、それら1つ1つの中に、やはり旧来のなかなかそういう、例えば縦割りの部分があったり、庁内的に言いますとそういうこともあって、それもどんどん改善していかなければならないし、それが私に課せられた使命かなという思いを持って、今、やらせていただいているところであります。

就任以来10か月が過ぎようとしていますけれども、この中で特に公約につきましてはスピード感を持って進めていきたいという思いで、就任当初から歩み出させていただきました。皆さんのおかげで一応3つの点、まだできていない水道料金の、これはどうしても値下げに踏み切るということについては1年遅れにさせていただいておりますけれども、これにも鋭意努力していきたいと思っています。

まず、ふるさと納税の返礼品については、八色スイカの時期にどうしても間に合わせたかった。これは時間的になかなかちょっと制度設計上かかるという、いろいろなことがかかるということがあったのですが、これにどうしても間に合わせようということで、庁内の大変な協力もいただく中でこれはやってまいりました。言葉はちょっと悪いのかもしれませんが、事業構想としてはさまざま取り組む中、多少拙速、あまり上手にはないけれども、早くやるという意味の拙速で取り組んでみる。まずは取り組んでみるという方針で始めさせていただいたようなところもありました。

よく前の市長もこの言葉を使っていましたが、私も職員の前で話をさせていただくことがあ

るのですけれども、「巧遅は拙速に如かず」と。あまりに石橋をたたいて、たたいて、それでやって上手にできたということも大事ですけれども、先ほど来話をしているようにスピード感を持ってやるということがもっと大切だという意味で自戒としても捉えています。

全天候型子育てのこの支援施設については、これはまずは庁内の若手職員の皆さんで構成されている人口減少問題プロジェクトチームが既にありまして、ここで提案事業として出てきていたというのがきっかけであるというように思います。内容がそれこそ私の公約と一致していた。また、今質問いただいている牧野議員にとっては長年の実現の思いというのがここでも語られてきたわけでありまして、当然議員として一緒にやってきました私も、それを踏まえた上での公約化ということがありましたので、これに踏み切らせていただきました。就任後、直ちに課題の洗い出しを指示させていただきましたので、この9月定例会において整備費を議会の皆さんにお認めをいただきましたので、大変ありがたいと思っています。

ここで1つ思うのは、この若い職員の皆さんが自分たちの発案でそういう問題提起、またその事業化を絵を描いてみて、これが本当に実現できた。これからつくるのですけれども、実現できること、これがいわば成功体験というか、こういったことの1つずつの積み重ねがそれこそ市役所そのもののやる気を起こしてくるこの原動力になるというふうに思っています、そういう意味からも取り組ませていただきました。

六日町市街地における井戸規制の緩和については、これはいわば昨年の9月議会から発しまして、ようやく1年間、これで皆さんのほうから大変いろいろな議論、また不十分なまだまだ課題が多いというようなどころも当然あることはわかっているところでもありますけれども、どうしても一刻も早く解決すべき課題としてこれを実行の方向にもっていきました。なぜかと言うと、この井戸規制の問題は井戸規制に終わらず、この中心市街地、いわゆる六日町市街地のこれからの姿にかかっているからだとは思ってやってきました。

まずはこの水問題、これによってまず、第一歩。次はどうしても取り組むべきは国土調査の早期の完了です。このことがない限り、この市街地の中に新しい市街地のイメージ、再開発等は私は成しえないという思いがありまして、順序が逆であってはならないということで、これを早急に進めていく。つまりはこれから力を入れていかなければいけないのは、国土調査ということになります。これらについて大変な関心を持ちながら、一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

今後もふるさと納税返礼品制度のように、これは今のところいい例ということになっていますが、これも緊張感を持ちながら、また逆に言えば我々ももっともっと意識をさせていただく。そして、事業者の皆様もどうしても、ちょっとまだまだ及び腰の部分があります。具体的に言うと例えば冬の商品とかですね、まだまだ品ぞろえの中に、ラインナップの中になかなか出てまいりません。これらについては私どものほうから、どうしてもどんどん早く進めてほしいということも言わせていただきながら、双方の努力によって取り組んでまいりたい。

まずはやってみるといった事業、これらもたくさんあるかと思しますので、まずはその経営感覚を持ちながら常にアンテナを磨き続けて、その中では時代の流れを読む嗅覚とかそういっ

たことをどうしても毎日努力をする中で働かせつつ、積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 スピード感を持った市政運営、公約実現を

思ひがちょっと本当に簡単ですが、気持ちのこもった思ひを語っていただきましたが、本当にスピード感を持ってやるということは本当に市民にとってはありがたいことだと思ひます。例えばふるさと納税では1日約100万円ちょっとなわけですから。1か月遅ければ3,000万円ちょっと売上が、納税が減ったわけですね。例えばね、ふるさと納税では。返礼品で約、数字的に言えば半分なのかなとか、それだけ1,500万円とかそれ以上への市民への還元というか、市民の産業が潤ったという点もあるので、そういう点をもってスピード感は本当に私は大事だと思ひますので、これからも頑張っていていただければなと思ひます。

ただ、同時にスピード感を持つと、さっきも言ったとおり、市民は喜ぶけれども、周知に対してすごい大変な点があると思ひます。それと同時に私があるところに視察に行ったときに、市民の満足度というのは事業をやっただけでは上がらないよというのもあったのです。ちゃんと市民の意見を聞いて、これはこういう事業をやったらこういう効果があったというのをその人たちから聞かないと、市民の満足度は上がらないと言っていたので、こういう点もせっかく事業をしたのに途中で投げ出しというのがおかしいかもしれないですけども、やっぱり市民にちゃんと周知をするには、今の先進自治体というのは、こういう効果がありました、というのを市民の声で出してもらっているというのがあるので、そういう点も私はやっていくべきだと思ひのですが。要は逆ですね。市民からこの事業をやってもらってこれはありがたかったという、そういうふうなものも考えているのかどうか——ちょっと逸脱し過ぎかな。ずっとこれで行こうと思っていたのですけれども、どうですか。自分で質問していて、もうちょっとうまく書けばよかったなどという、ちょっと反省点あるのですが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 スピード感を持った市政運営、公約実現を

先ほどちょっと答弁漏れになってしまったということに、今、気がつきまして、なかなか周知の部分での難しさというのはあるかもしれません。が、その辺は心してやっていきたいと思ひます。先ほど言った、でも公約の早く取り組まなかったものについては、これは選挙戦という大変、周知期間がある中で、これは取り組みますという話をしてきたわけなので、その辺はちょっと置かせていただきますが、あとほかにもいろいろな事業が当然あるわけで、この辺につきましては議会の皆様に対する周知も、また説明、そして意見交換等も含めてやはり丁寧にやっていきたいと思ひしております。そんなところで答弁とさせていただきますたいと思ひます。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 スピード感を持った市政運営、公約実現を

じゃあ、公約に関してとかありますけれども、いろいろなところで市長も選挙戦回ったわけですね。そういう中でも公約のチラシに書いたのもあれば、書かなかったのもあるわけですね。

し、例えば小さいことであっても市民のシーズンパスとかすごく要望が強いわけです。子育て世代ではなくて、例えばシルバーとかそういう一般に対しての。そういうのもちゃんと動いているのかというのも私は大事なことだと思うのですが、そういう小さいのを拾っていくというのをこれからも忘れないでやっていくつもりなのかどうかについて、答えていただければと思います。公約、シーズンパスを例にして言いますけれども、答えていただければと。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 スピード感を持った市政運営、公約実現を

シーズンパスについてはやっているのです。ただですね、今までのような一辺倒な、ただお願いします、こういうものをつくってください、これで相手がうなずくかどうかということもいつも疑問視しています。なので、私はそのシーズンパスとかの問題と、例えば私どものところには10 スキー場があるのですね、施設が。そこを今のところ共通したものというのはありませんけれども、このふるさと納税の商品化を、まずそのスキー場の協議会の皆さんに話をさせていただく。商品をそれぞれ個々でつくってください。プラス、今まで成せなかったけれども、この市内全域のスキー場で使える何かを、今回このふるさと納税ということの歩み出しの中で何かつくってもらえませんか。そして、その中でやはりシーズン券の問題とかというのを話していく。やはり話していく工程というか、相手を納得させる工程というのがあると思います。ただ単に要望だけやっても、これは何年やってもできなかったわけですから。そういったことに心を砕きつつやっていますが、どうしても相手があることでありますので、なかなかそれは、今ここでできましたと言えればいいのですけれども、そこまでまだ至っておりません。ただ努力は続けさせてもらう。全てのことがそうだというふうに私は思っています、そういう姿勢で取り組ませていただきたいと思います。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 スピード感を持った市政運営、公約実現を

1 番についてはいろいろな思いを語っていただきましたので、これで終わりたいと思います。

2 南魚沼応援団名簿を作成せよ

2 番目です。南魚沼応援団名簿を作成せよ。ふるさと納税利用者とか、例えばふるさと納税利用者、これ今——きのう数字を聞いたけれども、私がメモを忘れてしまった——4,000 人でしたっけ。約 4,000 人いるということですが、これに例えば直で名簿を利用するのはちょっと納税の問題があるというのは私はあると思うのですが、その中でも一緒に紙とかを入れて、チラシなどを入れて、このサイトに登録したら市内の情報とか、あとは年間抽選で何々が当たりますよとか、そういうことを私はやっていくべきだと思います。

ふるさと納税利用者やあとはスキー場とか、宿泊利用者の名簿をいろいろなありとあらゆるものの名簿を、私は市でつくっていくべきだと思います。そして、メールやSNS、郵便などでも南魚沼の情報を発信して、リピーターにつないでいくとか、そういうことをしていくべきだと思います。

たまたま私が月曜日にあるところにお昼を食べに行ったら、オートバイが3台とまっていた

のです。ナンバーを見たら群馬ナンバーだったんですよ。平日の昼間に3台もオートバイがいるなど、どういう人なのだろうなと思って、そこのお店でご飯を食べるときに、私も本当に同じバイクに乗っていたので、同じバイクに乗っていますけれども、きょうは何のために南魚沼に来たのですかと言ったら、本気井を食べに来ました、と言うわけです。本気井を食べに来て、いろいろ話の中で——ちょっと一緒にご飯まで食べたのですよ。正直、そのテーブルに交じって。その中で、やはり南魚沼というのは私は非常にいいし、その中の1人は前日にもまた来ていたと言うのですよ。もう2日連ちゃんてバイクに乗って来ていたと言って、ああ、では例えればほかにもっといろいろな方法で発信してくれれば、もっともっと南魚沼ってやはりなっていくと思うし、本気井というのもひとつだし、こういうのでいろいろと名簿をつくっていくチャンスでもあるのに、やっていったら、などというふうに本当に私が質問している内容と同じことを言っている方がいたので、例として言いますけれども、なるべく南魚沼の応援団的なメールリストとか名簿をつくって、そこに必要な情報を与えていくというのは私は必要だと思うのですが、どうでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼応援団名簿を作成せよ

牧野議員の2つ目の質問に答えます。まず、ふるさと納税の返礼品を開始した6月1日からです。きのうもちょっと言いましたけれども、きょう現在、ちょっとまたもう1回言わせてください。4,670件申し込みで、きょうは1億3,790万700円……（何事か叫ぶ者あり）

え、間違えた。ごめんなさい。1億2,379万700円、ごめんなさい。きのうから1日で158万円のアップであります。寄付者への情報発信については返礼品を送付させていただく際、市の観光情報や返礼品提供事業者の広告などを箱に同封して、PRをしています。これはどうしてもそうやっていこうということでやってきました。大変これをやらなければもったいないとこでありますので、やりたい。

申込時の個人情報は、受付や入金の確認、領収書や返礼品の発送に利用する取引上のものであって、南魚沼市、市と言えどもほかの目的には利用できないものであります。スキー場利用者、宿泊施設利用者の名簿などについても個人情報保護の取り扱いが同様であることは、これは議員も十分もうご存じの上で話をされていると思います。非常に注意が必要です。

しかしながら、当市に何かしらのご縁があった方に来ていただき、またはこういうふるさと納税も含めてですけれども、リピーターになっていただくということは、移住・定住施策の第一ステップ、こういったものにもつながるといふふうにも考えておきまして、いろいろな利点が当然あります。ふるさと納税では継続して当市を応援していただくために、寄付の申し込みや返礼品発送の際に、当市からの情報発信の希望を確認する。希望を確認して、これら南魚沼ふるさと会といったようなものへの入会をお願い——これは仮称に近いのですけれども、こういったものをつくってですね、お願いしたいというふうに考えています。スキー場、また宿泊施設利用者などについては施設の窓口などで利用者の同意を得て——この同意が必要ですよ——得た上で、発信先の情報を提供いただくか、また、ふるさと納税と同様にふるさと会への

入会案内を行いたいと思っています。

なお、前にほかの議員からのご質問の中で、今、首都圏住民で組織をするこの南魚沼倶楽部というところ、ここあたりが、今、立ち上がっているわけですが、南魚沼ふるさと会、こういったものにつなげていくということや、今、フラーという会社をご存じでしょうか。IT関係のアプリを使っていろいろなサービスをやっている会社。これは今、大きな会社になっていますが、実はここの社長の渋谷代表というのが当南魚沼市出身であると。今、私どもといういろいろな打ち合わせを始めさせていただきました。いろいろな事業展開が見込めるといふふうに思っていて、やっていきたいと思っています。この中でもそういうソフト的な、こういう組織づくり、こういったものの提案も非常にいい提案もいただいております、これらによって組織化や仕組みづくりの検討を今始めているということでもあります。そして、この9月議会の補正予算の中で認めていただいた部分の中には、これらに対する費用も確か入っているといふふうに思いますので、大変ありがたくも思っております。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 南魚沼応援団名簿を作成せよ

今、進める考えがあるということで、私は大変いいと思います。本当に何でもやっていくべきだと思いますよ、名簿をね。例えばSNSでもラインでも結構簡単にできますし——私が済みません、フラーがちょっとわからなかったので、調べて後で見ます。ぜひ、宿泊利用者の名簿とか、例えばその宿泊施設に何かチラシを置いて、ここに登録したらとかという形にすれば、宿泊利用者が勝手にやっていくわけですよ。そういう点もあると思いますし、本気井だってアンケートをとったらどうかなどというのを、逆に一緒にご飯を食べた人たちが言っていたくらいです。いかに名簿を集めていくかというのは、これらの自治体の、そして稼いでいく自治体には大切なことだと思いますので、進めていっていただければと思います。

3 ご当地ナンバー選定までの流れ

では、2番については終わりで、3番目、ご当地ナンバー選定までの流れ。車のナンバーのことです。単純に言えば選定方法とか図柄とかがどういうふうになっていくのか。市長は新聞とかでいろいろちょっと話もあつたりもしますけれども、どういうふうに決まっていくのかというのはなかなかまだこちらのほうにもないわけですし、ちょっと流れを説明していただければ。いかにこの圏域の人の合意をとっていくかというのは、私は大事だと思いますので、そこについてよろしくお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 ご当地ナンバー選定までの流れ

3つ目のご質問のご当地ナンバー選定までということでもあります。8月24日に十日町市、魚沼市、津南町、湯沢町それと私どもということで、5市町でこのご当地ナンバーの導入に向けた実行委員会を設立しました。報道にも大きく取り上げていただきました。私がお協議会長ということに就任させていただきました。今後この実行委員会に参加する3市2町の住民の皆さん、市民・町民の皆さん、各団体の関係者で構成する協議会——これは実行委員会の下に下

部組織ということですが——協議会を設立させていただき、新しいナンバープレートに表示をする地域名、ナンバープレートに書かれる名前、それと図柄——図柄とこれをセットです。新しい地域名とその名前と、名称とセットですね、この検討を行ってまいります。これが近々、協議会を開催する予定であります。

地域名については今年度末までに決定をする必要があります。平成29年度中に決定をしなければなりません。協議会でいろいろな意見が出てくると思います。これらの提案については国に事前協議、国交省ということになるのでしょうか、を行いながら、魚沼圏域にふさわしい名称を決めていきたいというふうに当然考えております。

図柄の選定については地域名の決定後に、これは国から導入地域候補という名前がつくのです。3月末以降にですね。これが導入地域候補というふうに選定されてから図柄の選定ということになります。具体的な動きは来年4月以降ということに、要するになります、これを12月までに国に提案することとされています。これは来年度中、順調に進んでいった場合。まずは5つの町、市がこれも、5万台という枠がありますので、これをクリアしてきちんとなっていく場合です。

しかしながら、地域名にふさわしいデザインという点を考えたりすると、図柄のテーマなどについても協議会で事前に意見を聞くなどしておくことも、非常に大事だというふうに考えております。どのような形で図柄を選定するか。例えば公募なのか、例えばデザイナーにもう任せるのかとかさまざまあるかと思えますけれども、これらについても今後の協議となるかと思えます。

新ナンバープレートの導入が決定した場合には、平成32年度から新しいナンバープレートの交付が開始をされる。オリンピックの年です。新しいナンバーが交付を開始するという事です。順次切りかわっていくことになりますので、例えばこの地域における全てが変わっていくということになると、更新時期が違うわけですから、10年とか例えばそれ以上にかかることが予想されます。

このナンバープレートの導入については、魚沼圏域の各市、町が連携してさまざまな行政課題を克服して、必要な取り組みを進める大きな契機になるというふうに本当に期待をしているところであります。今まだこの5つのところに加わっていない、非常に考え中といたしますか、調整を図っているところもまだありますので、それらが進んでいければ大変ありがたいと思えます。

私の中の思いとしては、協議会長になっていきますので、この名前がいいのではないかということ私は発言をしないように、皆さんを取りまとめていくという立場でやっていきたいというふうに思っていますが、このナンバーというのは小さい、ナンバーというそのものの目標だけではなくて、これから将来にわたるこの圏域の大きな枠組み、さまざまなことに関係する、そういった枠組みになろうかと思っておりますので、ここは絶対に実現させていかなければならないという強い思いを持って取り組ませていただきます。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 3 ご当地ナンバー選定までの流れ

協議会長ですか、選定する会長ということで非常にわかりやすい説明だったと思います。ただ、私も思うのは、本当に時間がないわけですよ。ただ、番号を決めていくに当たって、市民の周知だってあるだろうし、本当にそういう点は大変だと思いますけれども、でもやはり私もナンバーというのは変えていったほうがいいというふうに、名前はやっていったほうがいいと思います。

それで、ちょっと心配な点が、事前協議とかで国として、国とかとして、例えばこのナンバーが嫌だよとか、このナンバーは使えないよとかいうのもあるかもしれないわけですよ。文字で名前だめだったとか、そういうのを落としていくのか。私はやはり地域でふさわしいということになったら、この協議会としては国にこれを通していく姿勢が大事だと思うのです。せっかく1番の、1番声の大きかったもので、その協議会でも何でもそれを通していくべきだと思います。

国がだめだ、例えば4つとか5個提案をして、その中で1個、2個削られた。その中の削られた中で選んでいくというのは、私は消極的だと思いますよ。やっぱり決めるのだったら、1個、この名前で行くぞというのを思いをみんなでまとまって一致していくのが、私はそれこそ先ほど市長の言っていた1つの1本の魚沼圏域というか、この地域の圏域のまとまりの1つだと思います。

そういう姿勢で行く気があるのか、消極的という言い方は悪いですけども、国といろいろ事前に協議して削っていったものをみんなに聞いていくのか。そこの姿勢を聞かせていただければと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 ご当地ナンバー選定までの流れ

消極的ではなくて、国と、国のほうがですよ、国のほうがいろいろな案が出てきた場合には事前にちょっと見せてくれということなのです。それが例えば最終決定したときに、これはあくまでも認可するのは国ですから、やはりナンバーなので、認証がしやすいとかですね。例えば今、原則は普通2文字なのです。最大で4文字。例えば尾張小牧とかありますよね。4文字がマックス、最高の文字数。そして、今のところ言われているのが地名でなければだめだと言われています。富士山は例外中の例外。例えばそういうのがあって、いろいろあるのです。あるけれども熱意がないわけではないわけで、例えば当地でいくともっとほかのいろいろな呼び方があるではないかとかですね、あるのです。

多分いろいろな意見が出てくると思います。それぞれを一応やはり諮ってもらう。でもその過程において、これは南魚沼市だけが言ってもまとまりませんから。はっきり言ってみんな思惑があります。なので、でもそれが大体合意ができて、2つくらい案になるとか、そういうときにはどうしてもこれを認可してもらいたいということは積極的にやっていこうというふうに思っておりますので、ぜひ、またご指導いただきたいと思います。

あとはどこがこれを最終的に決めるかということになりますが、我々の中での思いはその実

行委員会である。しかし、そこまでの過程の中で異論はあります。各市、ほかの市においてはそれぞれ合意形成のやり方が全部いろいろ違います。私どものほうとしてもいろいろな意見、協議会だけでいいのか。例えば何ていいますかね、パブコメが必要だとか、大きな意味の合意形成がない限りこれは歩み出せませんので、そんなことでやらせてもらいたいと思っています。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 3 ご当地ナンバー選定までの流れ

私も市長の言っている姿勢というのは大事だと思います。ただ、決めるに当たって、富士山ナンバーは例外中の例外というのがある。3文字ですよ、あれは。尾張小牧は4文字、5文字をやってくれというのはそれはちょっと乱暴かもしれないですけども、例外が3文字で地名ではないところもあるし、4文字があるのだったら、その中で南、南というかこの魚沼のこの今、ナンバー相談している3市2町でふさわしいのは何かというので一番で当たっていかないと。そういう姿勢でやはり富士山はぶち当たってできたのだと思いますよ。例外中の例外ができたと思うので、一番を決めていくべきだと私は思います。一番で国に当たっていきべきだと思いますので、その姿勢を最後にもう1回聞かせていただければと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 ご当地ナンバー選定までの流れ

最後は当然その協議会及び実行委員会の中では、これだというのは決まると思います。ただ、その前にそれが最後に蹴り放られないように、事前にいろいろな手を打っておくということがやはり長としての役目だと思いますので、そういう意味で慎重を期しながらやっていきたいと思っています。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 3 ご当地ナンバー選定までの流れ

市長の言っていることもわかるのですけれども、蹴られないようにね、国に蹴られないようにしていくのも重要。ただ、私はこういう思いもあるのです。子供の名前を決めるのに、例えば国が親だとします。いや、国がじいちゃんだとします。子供の名前を決めるのに、じいちゃんにお伺いを立てて、これを蹴り放られるというのは、だめだめと言っていくのではなくて、ちゃんと親がしっかり名前を決めていく。この姿勢でいるべきと私は思うのですよ。じいちゃんがだって——例えばで言っているわけですよ。例えでこういうふうにも見えるので、そういうことがないようにちゃんと自治体で頑張っていただければなと思います。そこの決意を聞きたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 ご当地ナンバー選定までの流れ

では、協議会長という立場をちょっと置かせていただいて、自分ではもう、自分の中ではありません。ただ、それを皆さんの合意が取れるかどうかということもありますし、協議会長という立場では最終的には1つにまとめて、これです、ということにもっていくのは当然のことだと思いますので、はい、ご理解をいただきたいと思っています。

○牧野 晶君 終わります。

○副 議 長 以上で牧野晶君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時20分といたします。
〔午前12時08分〕

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後1時18分〕

○副 議 長 質問順位12番、議席番号4番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

保育園、小学校、中学校のトイレについて

保育園、小学校、中学校のトイレについてであります。現在、私たちの生活様式のトイレは、ほとんどが洋式です。かつての社会は和式が中心に形成されておりました。トイレの掃除が簡単であったり、便器との接触部分が少ないことから、清潔であるということが言われてまいりました。一方で洋式トイレが台頭し、現代の家庭ではそのほとんどが洋式であるということも調査でわかっております。

公共の場や社会ではまだ和式が多く存在する中で、家庭では洋式が圧倒的に多いのが現実です。このギャップのせいで、実は子供たちが学校で大便をすることができないという問題が発生しております。大便ができないということのストレスで体調を崩すだけでなく、いじめ問題に発展するケースも報告されております。報告では、和式トイレのほうが日本人の腸に対する刺激を与えるため、体の環境としてはよいということも言われております。このような全てのことがてんびんにかかった状態で、和式、洋式の選択をするということは極めて難しいことは理解しておりますが、社会事情と機器のギャップを今後どのように埋めていくかが課題であると考えております。

ゆえに、市長に対し以下の質問をいたします。

1、市の保育園、学校等でのトイレの改修計画はどのようなものなのか。2、和式トイレなどから発生する諸問題を市はどのように捉えているか。壇上からは以上です。

○副 議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、永井議員のご質問に答えさせていただきます。

保育園、小学校、中学校のトイレについて

まず1つ目であります。市の保育園、学校などでのトイレの改修計画ということですが、まず、保育園から申し上げたいと思います。小学校にある和式便器に対応する目的——小学校には和式便器がありまして、これに対応する目的で和式便器が一部ありますけれども、ほとんどが洋式トイレとなっております。洋式化率は85%であります。今後さらに洋式化を進める計画はございません。

保育園ですけれども、今まことに和式のトイレを知らない子供たちがいまして、小学校に入ったときにできないのですね。そのために学習的な意味をもってやっているというふうに

報告を受けております。自分でもいろいろ見てまいりましたが、そういうことです。

それから、小中学校の施設においてであります、児童・生徒が日常的に使用するトイレの——通常のトイレですよ。こちらのトイレの洋式化率というのは、今 40.9%であります。文部科学省が平成 28 年度に行った調査では、全国ではということですが、洋式化率は 43.3%。それで、県内では 46.6%という数字になっています。

平成 24 年度までに学校の耐震化工事を優先的に行ってまいりました。これはご存じだと思います。ほかに先駆けて、社会的な震災とかいろいろあった経緯の中で、この耐震化をまずは優先的に進めてまいりました。その後は施設の老朽化に応じて、トイレの改修を含めた校舎全体の大規模改造工事を、今、順次進めておりますことは、議員もご存じのとおりだと思います。その際にはトイレの洋式化と、水をまいて清掃しない乾いた形ですね、乾式清掃に対応した床にする改修を現在行っているところでもあります。ちょっと数字の細かいところ、資料をお持ちでしたら申しわけありませんが、はい。皆さんは多分お持ちではないと思いますが、ラジオ放送等をお聞きなっている方もいらっしゃるので、申し上げたいと思いますが、お時間をお借りします。

小学校、中学校のほうで申し上げます。合算しての数字で申しわけありませんが、和便器のほうの合計で 501、内訳は男子用が 182、女子用が 319、合計で 501。和式便器です。洋便器のほうを申し上げますと、これが合計で 353、このうちちょっと内訳を申し上げます。男子用のウォシュレットがありというのが 38、ウォシュレットなしが 112 です。女子用にいきますと、ウォシュレットありが 65、ウォシュレットなしが 138、合計で 353。このほか多目的トイレ、これが 21 ありまして、これが洋式化率で 42.74%という数字でございます。以上です。

○副 議 長 4 番・永井拓三君。

○永井拓三君 保育園、小学校、中学校のトイレについて

今、市長からいただいた数字を、私も事前にいただきましたので、いろいろ見てきたところですが、まず、一般的に保育園のトイレは洋式が多いということは全国共通で言えることだと思います。一方で小学校に上がると、やっぱり和式のほうが現段階では多いということが恐らく全国の傾向に当たるわけです。南魚沼市に関しても、それは例外なく同じような状況の中で、私がちょっと注目したのは、わりかし新しい校舎に関してはやはり洋式化が進んでいるという点は、全体的な傾向で見ると、まず洋式トイレが和式トイレの数よりも多いという小学校が 6 校ある中で、そのうち 4 校は平成以降に大規模改修がされていたり、設置されているような部分が多いわけです。同じように考えていくと、やはり昭和の時代は圧倒的に和が多いという中で、そのギャップをいかに今後埋めていくかということが、学校のインフラという意味ではとても重要かと思っています。

よく学校のインフラはほかに何があるかというような話の中で、W i - F i の整備であるとか、タブレットの普及であったりする部分があると思うのですが、タブレットは正直なところ紙で代用がきくのですけれども、トイレは代用がきかないわけです。そういう意味では

インフラとしてはとても重要な部分だと私は思っています。タブレット自体を決して否定するものではありません。私自身も使っていますし、便利だと思う反面、私自信は本当に字が下手くそでありまして、中学生のときのノートをこの間、見たら、自分がこんなに字がうまかったのかというふうにびっくりするぐらい字が変わってしまいました。それぐらい私たち大人に対して、それほど大きな影響を及ぼしてしまうデバイスなのだという点にも気づかされた。反面、トイレに関しては、そのあたりの認識はどのように捉えられているか。

学校の整備すべきインフラとして、新しいW i - F i に取り組むことよりも、本来持ち合わせているインフラとしてのトイレが和式のままでよいのか。それとも改修していく意思が徐々に徐々にでもあるのかという点をお聞かせ願いたいのです。

○副 議 長 市長。

○市 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

先ほどちょっと答弁漏れだったと思うので、先に永井議員のほうにお答えしてから、今ほどのやつを申し上げたいと思います。

まず、2つ目の和式トイレから発生する諸問題、これまでのトイレの改修工事では一部に、これまでの話ですけれども、和式便器の支持者が結構あったということです。各トイレに、それぞれの個別のトイレに和式便器を1台ずつ設置してきました。しかし、改修後ほとんど使われていないというようなことも言われていまして、トイレメーカーの調査では——これはトイレメーカーですけれども——和式便器の回りから多くの大腸菌が、飛沫し飛ぶということなのでしょう、検出されまして、それを靴、サンダルかもしれないけれども、それで踏んでいるという推察が、そういうことが確認されているということで、改修工事で床を乾式清掃化して、和式便器を1台残すことによって、感染リスクを残すことにつながっているという指摘もやはりあるということです。

最近では子供たちの、議員のご指摘があった便秘という話も出ましたが、便秘が今増加しています、子供の便秘が。重症化をすると腹痛とか便の漏れとか、授業における集中力とか、こういったものがなくなる。また、イライラ感、そして食欲がないということにも至るということで、健康障害を起こしてしまうという指摘がやはりあります。これには社会生活や食生活も影響していますけれども、学校のトイレの原因も1つあるという見方も否めないということでもあります。和式便器が嫌だからトイレを我慢するという事例も、やはり先ほどの保育園のことからも含めていくと、今出てきているということです。

一方で、和式便器のよさというのも当然あるという見解もあって、これは特に女性にそういう方が多いのですけれども、肌が直接便器に触れなくてすごくいいということ。また、しゃがむという姿勢は、子供が育っていく段階の背骨の生育こういったことについて、背骨が真っすぐに例えばなるとか、力が入りやすく、洋式に比べスムーズに短時間で排便ができるというようなこととか、そういうことが言われています。また、しゃがんだりということは、そのものが足腰の筋肉等も鍛えるという、子供にとってもまたいいということも含めて、先ほどの繰り返しになりますけれども、便秘にもなりにくい等のそういう説、考え方も一方で

はあるということです。

学校は災害時には避難場所となりますよね。こういった場合に子供たちだけでいいかというと、そうではなくて、高齢者などがこれはいらっしゃるということは当然あるわけであります。この場合に用を足すことが困難とならないように、今後も改修工事の際には洋式化を進めていきたいということです。今、市民会館等も含めた市の公共施設の中には、特に高齢者の皆さんからこの洋便化の要望というのは非常に多くありまして、先般の9月のこの議会の初日に補正を認めていただいた中には、これからまずもっては寄付の財源を使わせていただく中で、市民会館のトイレ改修等が行われるということになりました。これも今、あそこは和式が多いということでありまして、これも1つあるということでもあります。

それから、我々のころは修学旅行、時代がちよっとだけ違うのですけれども、我々のころはまだ修学旅行に行く前にトイレの使い方というのがしおりに書いてあった時代で、要するに和式便所しか知らない子供たちが多かったために、洋式便器の座り方。あの上に立ってしゃがんではないということが本当に、笑い話ですけれどもそういうことがあったまだ時代の端を生きてまいりました。私としても、実はあまり日ごろは言いませんが、ちよっと右足が悪いのです、私。なかなかしゃがめないのです。そういう方は高齢者も当然そうだと思いますし、これは年代だけではなくて、そういう方って結構いらっしゃるというふうに思っています、洋式化というのは進めていかなければならないと思っています。

そしてもう1個は、これはちよっと脱線するかもしれませんが、男子の立ってする便器のほうですね。これも今、中学生ぐらいの非常に多感な時期、特にいじめ等という問題の中では、全てを大便側の容器だけでやったほうが、そういうことがなくなるのではないかという、今、議論まで起きているという時代になっていますので、それらも考えながら、洋式化をどんどん進めていくということが、今しごく当然の流れかと思えます。

○副 議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 保育園、小学校、中学校のトイレについて

今、市長から積極的にトイレを洋式化したいというような思いは、私は伝わったので、その洋式化に向けてどんどん進めていっていただきたいと思うのですけれども、今、その市長の答弁の中で、幾つか出てきた和式のメリットというものもあるわけですね。和式のメリットというのは、例えばトイレの洗浄が簡単であるとか、女性に関していえば、接触部分が少ないところでのメリットは確かにあるというふうに思います。

多分、日本のトイレは、そんなに劣悪な環境ではないと思うので、それほど非衛生的かどうかという意味合いでは、かつての戦後のような状態からはもう随分違っているというふうに感じている中で、今後、次に洋式化というところを考えたら、次はまた別の段階を考えなければいけなくて、洋式化が進んでいって、和式に比べて多少掃除がしやすい、しにくいという話が出てくると。では、さらに洋式を掃除しやすくするためにはどうしていくか。トイレの乾式化がとても重要なわけです。先ほど市長の答弁の中でもあった、乾式化をすることで衛生状態がよくなるというのは、例えばトイレのメーカーのTOTOがやっている学校の

トイレ研究所とか、そこら辺の書類に目を通すと、病原菌の繁殖状況が45倍とかという数が違うらしいのです。そういう実際データも出ているということで、洋式化を進めるという一方で和式を残していくのであれば、和式を乾式化していくと。トイレ全体を乾式化していくことで、掃除自体も簡単になってより利便性が高くなっていく。

一方で、和式を残さざるを得ない状況というのがあるわけです。予算の問題であったり、建物を改修する順序に合わせて、それは当然計画があるわけですから。その中で小中学校の改修を進める場合、自治体の国庫補助、費用の3分の1は2,000万円以上の大規模改修にかつては限られていたわけです。そこから2001年以降は、400万円以上の工事によって制度を使えるということになってきています。2008年以降は、震災防災対策特別措置法によって耐震化と同時に改修の場合は、2分の1から3分の2まで国庫補助を受けることができるという中で、今後、私たちが住んでいる市内の小中学校の改修に関して、もう既に計画があつて、このあたりからいくのだというのが、もし、小中学校も計画があるよというのであれば教えてくださいたいのですが。

○副 議 長 市長。

○市 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

この件については教育部のほうに答えさせます。

○副 議 長 教育部長。

○教育部長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

学校の改修計画でございますが、トイレ自体の改修だけという計画は、学校が休みの間しかできませんので、なるべく大規模改修に合わせて行いたいということで、トイレ自体の改修計画はございません。大規模改修計画ですけれども、私どものほうでは、総合計画の実施計画というもので、向こう3年の計画をしております。ただ、最近——最近といいますか、ここ統合中学とあと次に予定しております大巻地区の小中学校等の改築がありまして、現在のところは向こう3年のところでは計画はございません。

○副 議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 保育園、小学校、中学校のトイレについて

わかりました。なかなか改修が進まないという部分と、予算を何かと合わせていかないとスムーズにいかないということまではわかりました。先ほど市長の答弁にもあったように、市民会館のトイレが寄付という形で改修が進んでいくということも決めたわけですね。一般質問のちょっと後の話ですけれども、10番議員の通告を見ていると、やはり塩沢の小中学校でも寄付型で同じようなことがなされているということが書いてあるのです。そういうことを考えていくと、今後、市としては、市単独でトイレの改修というふうに計画していくと数がなかなかそろっていかない。一方で、市民からの寄付を募ったりすることで、トイレの改修に踏み切ることができるのかどうか。そのあたりの気持ちをお聞かせください。

○副 議 長 市長。

○市 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

今、たった今メモが入りまして、まさしくこの話をしている最中に、要望が実は担当課に来たということで、塩沢地区の老人クラブ連合会から、たった今ですが、これを知っていたわけではないと思うのですけれども、塩沢公民館のやはり洋式化の要望が入ってきたということで、タイムリーなことなのでお知らせしました。ちょっと脱線しました。

ちょっとだけ誤解をしないでもらいたいものがありまして、まず一つ、市民会館のこのトイレの改修というのは、トイレの改修のためにいただいた寄付ではまずありません。なくて、何の目的でも使って結構ですと。ただ、我々が寄付をされる方のいろいろないきさつを考えた中で、福祉に使わせてもらいたいという話をしましたら、それは内容はお任せしますということであって、例の財政調整基金に一旦上げさせていただき、昨年ですね 1,000 万。そしてことさらに 1,000 万、合計 2,000 万円の寄付をいただいた。この中で何に使わせてもらおうかという中でありますが、まずは市民会館のトイレの部分ということで、一応庁内ではそういう気持ちになりまして、そして皆さんにお示しをしてやっていただいた。なので、指定的な寄付ではありません。

そして、2 番目に議員がお話になった塩沢小学校の件、これは確かに寄付で、市も全く出していないというわけではありませんけれども、結果的には市も当然ちょっと負担をするのですが、この中は、やはりトイレのことで寄付をいただいた。その中では、こちらに寄付をいただく形ではなくて、その工事をしていただいたものを我々が受け取るというような形で、これについてはちょっと今、私ども行政としては、できれば今後そういうことではなくて、やはり学校のトイレですから、我々がやはり責任を持ってやらなければいけないというのが大前提だと思うのです。それは大前提だというふうにお考えをいただければありがたい。

そのほか今後、市民の皆さんからいろいろな声があつて、ご寄付の中でやっていくという場合には、指定の寄付というのは当然受け取れるわけでありまして。トイレの改修に使っていただきたいというような目的をもった寄付金であれば、我々は当然喜んで受けさせていただいて、それに使わせていただくということになるかと思えます。

ただ、前提はやはり行政がそれはそろえていくものだというふうに、私は今、私の考えは持っておりますので、よろしくをお願いします。

○副 議 長 4 番・永井拓三君。

○永井拓三君 保育園、小学校、中学校のトイレについて

市長からの力強い心意気というか、気持ちのあらわれが、今の行政としてしっかりやっていきたいという言葉だったのではないかというふうに私は感じておりました。私自身が、いわゆる小中学生の子育て世代に対してアンケートを行いました。アンケートの内容は、家庭のトイレの洋式がどのようなものかということと、ふだんトイレをする場合に、例えば公共の施設とかで、優先的にどのタイプを選ぶのか。和式なのか洋式なのか、それとも特に気にしていないのか。あとは子供さんからトイレに関する相談を受けたか、受けたことがあるかどうか。4 番は小中学校という特定の場所に関して、洋式が増えていくことを望むかどうかという話をアンケートとらせてもらったところ、大体家庭は 94%がやはり洋式ですね。残り

の6%はどのような内訳かというのと、4%が両方あるというお宅で、2%が和式だけですというお宅でした。

家庭以外ではどうなのですかという話をすると、95%が洋式を選ぶという答えが返ってきています。子供さんからトイレの相談を受けたかどうかという話をすると、「ある」と答えた人が46%、半分近いわけです。「ない」という方が54%。同じようにトイレに洋式があったほうがいいというふうに望まれている方が88%という、かなり高い確率で洋式を使っていて、洋式を選んでいて、洋式化を望んでいるというような答えが返ってきたというところで、市民全体としてまではいかずとも、無作為に選んだ子育ての世代の方々が洋式化を望んでいるということはわかりました。

ただ、正直なところ、すぐにどこから手をつけてやっていきますよというところまでは難しいというところまでも理解しています。今後いろいろな方法で、行政が第一に費用を出してトイレを変えていくというところまではわかりました。寄付を受けるということも可能であるということもわかりました。

今後考えていかなければいけないというところが、公共の施設に和式が残っている。先ほどおっしゃっていた災害が起きたときの避難場所としての学校の意義、意味というところが残っているという中で、和式を今よりも使いやすくするための工夫というのはできるはずですね。さっきおっしゃっていた体の構造的にも力が入りやすいとか、いろいろなメリットがあるわけで、仮に洋式化は進めていく、一方で和式も残さなければいけない。でも、和式だって使ってもらいたい。さっきおっしゃっていた小便器を単独で独立させておくと、使いやすいのだけれども、いわゆるいじめみたいな話にもつながっていく。では、小便器を全部なくして、女性用のトイレと同じように全てを大便器にすると、確かにトイレという部屋はブラックボックスになっていて、中で小なのか大なのかというところはわからないと思いますけれども、渋滞が起きるというようなことも考え得るわけです。であれば、和式もまだ残さなければいけない。和式をもうちょっと使いやすくするような工夫は考えていらっしゃいますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

私のほうではそこまで思いが至っておりませんでした。教育部のほうで何かあれば答えてもらえますか。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

具体的な予算どりを、ということまでは考えておりませんが、まず和便を生かすためには、手すり等を設置していくということが1つ考えられることと、先ほど言いましたように、今、和便の部分が水洗いということで、その部分をフラットな床にすることによって、UDというか、段差をなくした障害者対応というか、やさしい施設になるというふうな考え方がありますので、今現在事業計画はありませんが、その辺のことを頭に入れながら、今後の統合だ

とか、大規模改修に備えてまいりたいというふうに思っております。

○副 議 長 4 番・永井拓三君。

○永井拓三君 保育園、小学校、中学校のトイレについて

わかりました。では1番に関しては、計画の説明を受けましたので納得して2番に進みたいと思います。

2番はトイレの諸問題というのは、具体的にいうといじめにつながるようなお話なわけですね。私自身も学校でトイレをすることを多少ためらっていた部類の小学校、中学校を過ごしていたのですが、やはり運動するとどうしてもトイレへ行きたくなくなったり、いろいろなことが発生するわけで、トイレに行かなければいけない。トイレに行くと、「あれはあいつはでっかいほうをしているのだ」というような話になって、ケラケラからかわれたりするようなことは、恐らく年代を問わず、今も行われていると思うのです。子供って極めて残酷ですから、かなり強烈なことも言うわけです。

先ほどのアンケートにちょっと戻りますと、子供からトイレの相談を受けたということを書かれている人は、備考欄にやはりそのような、からかわれたから相談を受けたとか、具体的にいじめられているとまでは書いてありませんでしたけれども、そのようなことが起きているという話も上がっています。そのあたりに関して、把握しているような事案があったら説明いただけますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

私も若いというか、子供、児童、生徒だったころには、やはりそういうことがありました。これは多分なくなるのだろうという気がします。いじめという深刻さのないからかいが、私が見ている中では多かったですけれども、そういうのは子供としてはあるのだなという思いはありますが、これにつきましては、では教育部のほうから答えてもらいます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

お答えします。今、市長の言われるように、昔からからかい的なことはあったということですが、今、教育委員会ではそれをきちんとしたいじめというふうに捉えております。ズボンおろしだとか、大便器のあるブースで囲まれた密室だとかの部分であります。今いろいろないじめ案件があった中で、トイレで起きるいじめは数多くあります。その辺は今後とも注意して対応してまいりたいというふうに思っております。

○副 議 長 4 番・永井拓三君。

○永井拓三君 保育園、小学校、中学校のトイレについて

トイレを済ます、トイレに行くということを、「用を足す」というふうに言うわけで、用を足すというのは用事を済ませるといって、用事があるということは不安だから、それを満たすと満足するということによって用を足すということらしいのです。本来であればトイレという部分は、ある意味では安堵をもたらす場所として、そこがいじめの温床になりかねないという現

実。それは恐らく、市長の体験からしても、私の体験からしても、ジェネレーションは関係なく、どの年代にも起きていることなのだというふうに思っていますし、それに対する措置も今後きちんととっていかねばいけないというふうに思っているのですけれども、ではどのようにそれを改善していくか。

単純に、トイレに行って何か用を足していることをからかうなどということだけでは解決されない問題というのが当然あるわけで、トイレに行く、用を足す——要は簡単に言うと、大便をするということが、健康上どれだけ重要なことなのかということを理解するような、理解させるような教育をしていかなければ、抜本的な解決にはならないような気が私はしているのですけれども、そのような教育活動は今までされていますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

では、これにつきましても教育部のほうから答弁してもらいます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

具体的に学校からその事例については上がっておりませんが、私も頻繁に学校に行く中で、当然、養護の先生、担任を含め、教育しているものというふうに思っております。今後についてであります。来年度から道徳の教科化に向け、県内でも一番早く1年前から道徳担当の指導主事をつけております。道徳のテーマの中で、思いやりだとかやさしさだとか、今まで単純だった問題をもっと主体的に、共同的に深く掘り下げる道徳教育の中で、当然便所でのいじめの問題についても対応してまいりたいというふうに思っております。

○副 議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 保育園、小学校、中学校のトイレについて

済みません、確かに今おっしゃっていたような取り組みがあるということは、今、理解しました。一方で、確かにいじめということは、そのとおりなのだと思うのです。いわゆる健康という部分での排便の大切さ。私自身は職業運動家なので、排便というものに関しては結構シビアに捉えているのですけれども、例えば運動する前はトイレに行かないと、なかなか正常な体の動きはしないという部分もあります。やっぱりトイレが近いということだけで、精神的にそわそわして、なかなか落ち着いた状態でプレイできないという部分も出てきます。

特に私がいる環境というのは山の中が多いので、トイレなんてそんなにあるわけではなくて、今は環境的に野に放つなということは言われていますから、トイレができる環境が少ないということで、ある意味では排便に関してはかなりコントロールをしている状態です。

先ほどの子供たちのいじめであったり、いじめの部分はよいとして、いじめの部分は今の答弁で理解したとして、今後、子供たちが学校でトイレに行けないことで、便秘になってしまう、勉強に集中できない、帰りなんて家まで走って帰らなければいけないような子だっているはず。そのあたりも含めて、排便の大切さというような教育活動はいかがですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

では、この件につきましても教育部のほうから答弁をさせます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

今ほどの永井議員の切り口での対応について、各学校がしているかどうかについては、私はちょっと把握しておりませんが、今ほどの話を聞きますと、重要なことであると思っています。私も教育長として、そういう切り口から排便と健康を結びつけた形で、子供たちを今後教育してまいりたいというふうに思っていますし、学校全体の教育現場の雰囲気もそのようにつくってまいりたいというふうに思っています。

○副 議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 保育園、小学校、中学校のトイレについて

わかりました。それに関しては理解しました。いわゆる「早寝・早起き・朝ご飯」というような言葉があるように、朝ご飯をしっかり食べなさいというのは、当然消化をされて脳に栄養がいった集中できるようになりますよというのが意図だと思うのです。朝ご飯を食べれば、当然お腹には物理的に物はたまっていくわけだし、たまっていけば消化をされるわけだし、日本人の腸というのはそれほどめちゃめちゃ長いという状態だとは思わないので、ため込める量というのも当然決まってくると思うのです。そのあたりも含めて、排便の大切さというのを栄養学的にであったり、いわゆる健康学的に、子供たちに伝えていくことで、いじめ問題に発展するような事案を防いでいければよいなというふうに私は感じています。

私は本当にトイレに関しては、大人になってからもからかわれてしまうようなことが山の中であって、南米のアコンカグアという山に登って、6,800メートルぐらいのところでもトイレに行かなければいけなくて、トイレをしていたら、和式状態でやったわけですが、無酸素状態になって、気絶してあわやトイレにいきながら3分間気絶して、危うく死ぬところだったという意味合いでは、本当に便の大事さというのはすごく強く感じています。

今後、すぐには改善できないと思います。やはり10年とか、15年とかという先を見据えて、いじめ問題も解決したり、物理的なものとして、排便というところを意識しながら、市のいわゆる機器を変えていながら、社会の機器と小学校、保育園にある洋式、和式というところの違いの差を埋めながら、最終的には市全体の健康状態まで見られるところまでもっていければいいのではないかというふうに思っていますが、最後にトイレというものが教育としてとても重要だということを、最後にどのように捉えているかだけ聞いて終わりにしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

最後の部分でありますので、またこれは最後、教育部のほうに締めくくって答弁をしてもらいたいと思います。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 保育園、小学校、中学校のトイレについて

今回の一般質問の答弁の中で、大きく学ばせていただきました。今、教育は「つなぐ・つなげる・つながる」という、1教科だけで子供たちを教育するのではなくて、全ての教育がつながって、子供たちの人格を形成するということを目指しておりますので、当然トイレの切り口から、今ほど永井議員の言われたことを大切にしながらいきたいと思っています。重要だというふうに認識しております。以上です。

○副 議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

○副 議 長 質問順位 13 番・議席番号 5 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 傍聴の皆様ありがとうございます。内容的に、きょうは 25 番議員さんがいなかったのでもっとほっとしていたり、不安だったりもするのですけれども、発言を許されましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

1 所有者不明土地について

まず 1 項目目、所有者不明土地についてです。法務省は相続登記されずに所有者がわからなくなっている土地の本格調査に初めて乗り出し、公共事業の妨げになる事例もあることから、所有者を割り出して登記を促していくとのことです。そして、費用として約 24 億円を来年度の当初予算の概要要求に盛り込みました。この問題で法務省は、ことし全国 10 万筆をサンプルに調査を実施し、その結果、最後の登記から 50 年以上経過している土地は 22.4%に上り、90 年以上経過している土地も 5.6%あったそうです。有識者でつくる「所有者不明土地問題研究会」も、相続未登記などで所有者不明になっている可能性がある土地の総面積が、何と九州より広い約 410 万ヘクタールに上ると推定を公表しています。

こうした土地は、所有者が死亡後、相続登記されずに放置されている可能性があります。一昨日、国交省も大学教授や弁護士などを委員にした初会合を開きました。その結果、一定の条件のもとで、所有者がわからない状態でも土地を公共事業などに活用できるようにする新たな制度や手続を検討していくことになりました。そして、先ほど出てきました所有者不明土地問題研究会の座長、元総務大臣の増田寛也さんは、地方はもちろん都市部でも郊外の土地は資産価値が非常に下がり、相続しても放置されることが多い。今、団塊の世代は 70 代が中心で、10 年後には相続が大量に発生し、所有者を突きとめられない土地が一挙に膨れ上がる可能性が高い。今のうちに対策をとらないと大変なことになるので、新たな制度の議論を急ぐ必要がある、と話しています。

そこで我が市においても、高齢化、少子化、未婚率の増加が叫ばれる中、所有者不明の状態が続くと、固定資産税の徴収や公共事業の妨げになるほか、農地や森林の荒廃につながるといった問題があることから、当てはまる事例と現状と対策を伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○副 議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩川議員の質問に答えてまいりたいと思います。

1 所有者不明土地について

面積で九州の大きさを超える 410 万ヘクタールということで、この増田寛也さんの記事、私もこの質問がある前に非常に興味を持って見ていまして、確かに本当にこれは大変なことだと思っていたところ、塩川議員から質問をいただきまして、本当にまさにタイムリーな質問だと思います。

所有者の不明土地に関しましては、東北大震災の復興の大変な支障となったということで大きく注目をされ、今後急激に増加することが懸念されることから、先ほど議員がおっしゃったとおりであります。国がその対策に本腰を入れている問題であります。内閣府はことし 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針」といういわゆる骨太の方針にこの問題を掲げ、国土交通省は 9 月 12 日に国土審議会土地政策分科会第 1 回特別部会というのを開きまして、その場においてこの問題の審議を開始したということであります。法務省では実態把握のために、平成 30 年度予算に 24 億円を要求するなど、国を挙げてこの問題の解決にそれぞれ本腰を入れ始めたところという認識であります。

一口に所有者不明土地と言いましても、その形態はまことにさまざまであって、登記名義人が居所不明となり追跡が不能となったもの、また、所有者が死亡して相続人が存在しないもの、全ての相続人が相続権を放棄したものなどがあるということであります。また、所有者不明とはいいいませんが、共有名義の土地について相続登記を放置したため、相続権者が膨大な数に上ってしまい、実質的に所有権の移転が不可能になるという事例もあるということでもあります。

南魚沼市の現状を述べたいと思いますが、固定資産税——これは土地、家屋を含む——この固定資産税の納税義務者の所在が不明なため、納税通知書が届かずに徴収不能となったという件数は、今年度 160 件でありました。前年度に比べて 10 件ほど増加をしており、今後は、ご質問のときからの論調全部そのとおりでありまして、増加をしていくということが懸念されているということでもあります。

対策としては、通知が不到達、到達しなかったものにつきまして、所有者の追跡や相続人の調査など、税務調査権の範囲内ではありますが、関係機関などに照会・調査を行って、可能な限り所有者を特定する、このことしかないということでもあります。先ほどの 160 件という数字は、この調査の結果、最終的に所有者を特定できなかったという実数であります。今回法務省が調査に乗り出すということで、全国の実態がこれはどんどんと明らかになってきて、所有者を特定するそういう作業が一層前進することを我々も期待するところであります。

なお、抜本的な解決策としては、これまで任意とされてきた不動産登録を義務化して、所有者が不存在ですね、所有者が存在しないということが確実となった土地については、国あるいは自治体が処分をできる権能、この創設といった法整備がどうしても必要ではないかと思っています。以上です。

○副 議 長 5 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 所有者不明土地について

市長も前もってこの記事をごらんいただいていたということで話もしやすいわけでありまして、すけれども、所有者が不明な土地は空き地ばかりではないわけでありまして、つい昨今、我が市でも空き家バンク等々にまた取り組み始めております。所有者不明のところ建っている空き家ですね。もうリフォームも何もできない、朽ちてしまっているような空き家をどうするかという問題もあります。

新聞の記事で世田谷区の取り組みが出ていましたので、それをちょっとご紹介したいと思うのですが、東京都世田谷区は7月12日区内にある所有者不明の空き家について、民法の不在者財産管理人制度を活用し、解体したと発表した。都内では空き家対策特別措置法による行政代執行で空き家を取り壊す事例が葛飾区や品川区などで出てきているが、民法の仕組みを使った例は都内初だといいます。今後、跡地を売却し、売却益を解体費用などに充てる予定で、老朽化した空き家の増加が全国の自治体を悩ませている中、世田谷区は行政が所有者に成りかわって危険な空き家を取り壊し、金銭的整理もできると利点を説明している。区によると、この制度を活用した空き家解体は都内で初めてで、専門家によると全国でも珍しいと。

解体した空き家は天井や壁が朽ちていたと。2015年6月に近隣住民が倒壊の恐れがあるとして区に相談して、区は土地建物の登記や住民票などから所有者を探したが見つかりませんでした。所有者が不明の場合、代執行で解体しても費用を回収できないと判断した区は、ことし4月東京家裁に不在者財産管理人の選任を申し立て、管理人の弁護士を通じて7月に空き家を解体し、区によると空き地は近隣住民が購入の意思を示しており、その売却益から解体費用などを回収できる見込みということで、この制度を使うと、近くの方がその土地を買ってもいいよという、それが前提になると思うのですが、そこから解体費用は徴収できるというような記事が載っておりました。

そういうことがこれから、うちの近くでもなくはないのですが、ボロボロで誰も管理していないような土地が、近隣住民の方からそういった声が上がったときは、こういう方法もとっていかねばいけないと思うのですが、市長のお考えを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 所有者不明土地について

その空き家の問題であります。私は議員であったころ、空き家対策のことは、多分2回か3回ぐらい、議場で一般質問を当時の市長にさせてもらいました。それは自分の住んでいる場所に、非常に懸案になっている建物があったためであって、まさしく今ここで言っている所有者の不明。私が言っていたやつはわかっていたけれども、なかなかやらない。なかなかいろいろなことが重なっていますが、その後、特定空き家の例の法律がきちんと整備をされてきた。なかなかあんまり進んでいない感じがありますけれども、今ほど議員がおっしゃったそういう新しい事例としての渋谷区の取り組みとか、私もそこまでわからなかったところもありまして、これから調査もさせていただきたいという思いがいたしました。非常にその

ことに関する思いは自分では強いものがありますので、鋭意いろいろな事例を調査し、実現可能な方向を探っていくという必要があると思っております。

○副 議 長 5 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 所有者不明土地について

市長の今の答弁である程度——また、国と県との動きを見ながらこれから進めていかなければいけない事例だと思えます。どんどんそういった事例が出てくるとは思いますが、それに向けてしっかり検討していただきたいと思います。

2 統合八海中学校の生徒のメンタルケアについて

それでは、次の質問に移りたいと思います。それでは、2つ目の質問、統合八海中学校の生徒のメンタルケアについてです。平成26年の9月議会でもこの質問をさせていただきましたが、いよいよ来春、八海中学校が始動いたします。県立高校の再編整備が進められている中、特に受験を控えている生徒たちの心のケア、サポートについてお考えを伺います。3中学の交流会などにも取り組んでいただいておりますが、やはり、多感な時期に大勢の人たちとかかわっていく中で、精神的な疲れが出ると思います。現時点での取り組みやお考えがあればお伺いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 統合八海中学校の生徒のメンタルケアについて

2つ目のご質問にお答えいたしますが、この件につきましては、教育部のほうが所管しておりますので、答弁をそちらにさせますのでよろしく願いいたします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 統合八海中学校の生徒のメンタルケアについて

それでは、塩川議員の一般質問、統合八海中学校の生徒のメンタルケアについてお答えします。詳細の説明に入る前に、旧12地域がありましたそのうちの五十沢、大巻、城内という、地域のシンボルであった3つの中学校を統合するということについて、行政としては歴史をひもときながら、決して地域で争い事が起こらないように、なおかつそのことによって生徒、子供たちが嫌な思いをしない、胸を張って堂々と学べる学校をつくりたいと、ここまでやってまいりました。

この間、関連をしている五十沢小学校の統合から、来年の平成30年度の八海中学校の開校、そして、このたびまとまりましたおおまき小学校の統合の平成31年まで含めると、十数年の年月をかけ、行政としては丁寧に、丁寧に進めた結果が、争い事もなくここまで来たものと思っております。その一番重要であります八海中学校の統合に関しての生徒のメンタルケアについてお答えします。議員の質問の進路のことも含めて3点の切り口から説明させていただきます。

1点目であります。統合の校舎として活用した城内中学校の現在の生徒に対するメンタルケアについてまずご説明します。1年目は増築工事を隣に控えながら、既存の校舎で授業をし、ことしは新しい校舎に引っ越ししながら既存の校舎の改修工事がすぐ近くで行われたと。

この件について、城内中の生徒に関しては、頭の下がる思いでありますし、配慮——極力の配慮をもって今まで対応してきましたが、かなり我慢をさせたことがあるのではないかと、うふうに反省もしております。

その中で、1年目に増築した校舎を現在城内中の生徒が使っているということで、とてもいい環境のもとで普通教室が使われていると。1点目は冷房設備がついているということであります。そしてトイレは、先ほども議論にありましたように洋式便所、和便も少数あるのですが、なおかつウォシュレット化をしております。ということで、せめてもの環境のよさを提供はしているのですが、運動会が終わるまで既存のグラウンドは使えたのですが、運動会終了後、運動グラウンドが使えないと。そしてそのかわりの今野球場を増設しているわけですけれども、その野球場もまだ使えない状態の中で制限されています。ただ、行政としては、大巻だとか、五十沢中学校のグラウンドを使うときとか、二日町のグラウンドを使うときにはバスを用意して、いつでも環境を整えたいというふうに思っております。1点目の既存の城内中の生徒への配慮でございます。

2点目です。それでは、統合する3校の3年生が卒業して、来年に開校を迎える一、二年生、並びに関連の小学校の高学年、城内、五十沢、五日町、大巻の児童・生徒に対してのメンタルケア、配慮であります。今、教職員部会、7つの学校の教職員が集まりまして、今後の対応、開校したらどうするのかという教育目標、なおかつ開校するまでの今年度間の対応について、今検討しております。具体的に言いますと、1点目は合唱交流ということで、3校の一、二年生が全員集まって、合唱コンクール、合唱交流会をしていきたいと。

2点目です。合同学習ということで、学年単位で合同の学習もしていきたい。それから、新しく八海中学校の校歌ができましたので、校歌と出会う会ということで、この校歌をお披露目しながら、校歌を活用しながら、交流を進めてまいりたいというふうに思っています。

最後に生徒会のリーダー、学校を今後引っ張っていくリーダーの研修会ということで、会長、副会長、生徒会になる皆さんの連携会議も行っていきたいというふうに思っております。

最後に、塩川議員のご質問の進路、3年生への対応であります。それぞれの3つの学校、それぞれ今までどおりの高校進学に向けて、進路指導担当の教職員が生徒指導に入っております。一番大変な城内中学校についても、先ほど説明しましたように、特別教室、図書室等整備されておりますから、環境的には問題がないというふうに思っております。

ただ、先ほど言いましたように、高校再編の動きがあります。ちょっと説明しますと、ことしの6月に県から発表になったのが、この管内、うちの生徒たちが行く、六高、小出高校、十日町高校がそれぞれ1学級減の発表がありました。6月20日にその説明会があるということで、私のほうから教育長名で、中学3年生並びに保護者へ直接自宅に文書を配らせていただきました。こういう内容が書いてあります。

中学校全教職員は日々の授業改善と思いやりの生活指導で、生徒の学ぶ意欲を高め、生徒が教員を信頼し、安心して勉強できる学校環境をつくってまいります。保護者の皆さんはお子さんが安心して生活でき、家庭学習に意欲を燃やせる家庭環境の確保をお願いします。最

後に教育長の思いであります。受験生の生涯にとって大きな節目である高校受験を充実感を持って、悔いのない取り組みをしていただくことを願っていますということで、全戸というか、生徒に配付しています。

私に向かってでありますので、教育長の熱い思いが伝わったというプラスの方向で言ってくれる方は多いのでありますが、はじけ過ぎているのではないかという声は裏であるかもわかりませんが、そういう声は一切聞こえておりませんので喜んでおります。そして、もう1回出しました。それは中学3年生の部活が終わったときの7月、夏休み前でございます。このときの大きな動きは、県はさらに塩沢商工の商業科を1学級減というのを、ルール違反と言ったらまた県に怒られますので、3年前の発表を急遽ここでしました。来年から、さっきのほかに塩沢商工が1学級減ということでもありますので、3年生の生徒の皆さんにまたエールを送りました。

いよいよ高校受験に向けてのスタートです。臆することなく、果敢に取り組むことを願っておりますということで、しつこいようですが私から2回、生徒の皆さん、保護者の皆さんへ思いを伝えさせていただいて、教育委員会としては、進学に当たってのメンタルケアの一助になっているというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○副 議 長 5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 統合八海中学校の生徒のメンタルケアについて

内容の濃い答弁をいただきました。それこそ高校の再編につきましては、前回の学級減のときも非常に県の姿勢に反発をする中で、教育長にはご尽力いただいたと思います。それでもなお、こういったことが急にぽんと出てくるわけであります。この3中学の統合につきまして、きめの細かい交流会等々を進めていただいて本当に感謝をしております。保護者の皆さんの中には、急に大勢の中に入ったときに大丈夫かなというような声が多かれ少なかれ聞こえてきます。

前回、自分が平成26年9月の議会で質問したときに、小学校3年生、初めて八海中学校の1期生になる当時の小学校3年生ですね。アンケートで意識調査を行ってもらったら、どちらかといえば楽しみだという答えが89人で、全体の約85%の子供たちが統合中学校に入学することを楽しみにしているというようにお話を伺って、子供たちはそれこそ大人が考えているよりタフだなというのがあると思います。その答弁の中でもう一つ、統合は大変な大事業であり、この大きな歴史の中に自分たちがいたのだという喜びを生徒たちと共有したいという、本当にそういうことだと思えます。

これからまた部活の中身等々、部活は運動部は結構交流を持っていただいているようですけれども、極力スムーズに子供たちに精神的に負担がないように、また、周りからサポートしていただければありがたいと思います。

最後にもう一度、統合した直近といいますか、統合したばかりで何か問題が起きたときに、どこへすぐに話をもっていけばいいかというようなところをお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 統合八海中学校の生徒のメンタルケアについて

そういう問題が起きましたら、速やかに教育委員会に電話をいただきたいというふうに思っております。教育長を筆頭にすぐ対応してまいりたいというふうに思っています。

○副 議 長 以上で、塩川裕紀君の一般質問を終わります。

○副 議 長 質問順位 14 番、議席番号 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

巻機山を中心とした山々を国立公園に組み入れを

市長、今回の一般質問は、非常にスケールの大きい問題であります。市長にとってはふさわしい質問ではないかと思っております。昨日 25 番議員から、今 10 か月ぐらいたってから、それこそ慕進のごとく進んでいると。それで先ほどは 22 番からスピード感を持って取り組んでいると。まさに私もそのとおりでと思っ、今は誇らしくそう思っています。

そういった中で、この問題は国立公園でありますので、新潟県ばかりではなく、新潟、群馬、長野といったそういった、通告文にも書いてありますけれども、27 の多くの市が取り組んでいる上信越高原国立公園でございます。そこに巻機山を中心とした山々を国立公園と、そういう思いで今回質問させていただきますので、ひとつ再答弁が要らないようすばらしい回答がいただければというふうに思っています。

それでは、通告文にありますように、巻機山は現在魚沼連邦県立自然公園の区域であり、日本百名山として年間 3 万人からの登山者が訪れております。登山口の清水集落には、巻機山権現神社があり、機織りの神様として祭られております。巻機山は新潟と群馬の 2 県にまたがり、頂上付近は豊富な高山植物と神秘的な地塘群、緑の原生林に覆われた山麓、頂上からの展望のすばらしさで知られており、春にはシャクナゲ、ニッコウキスゲ、ハクサンコザクラなどの珍しい花々が咲き誇ります。また、珍しいアマツバメが営巣する洞窟もあり、保護区にも指定されております。

巻機山を中心に、北東には八海山・中ノ岳・駒ヶ岳・平ヶ岳・浅草岳・守門岳などがあり、南には谷川連峰・苗場山・志賀高原・浅間山などの上信越高原国立公園などがあります。以前の上信越高原国立公園は、大雪山国立公園に次ぐ全国第 2 番目の広さであり、先ほど言いましたが、3 県 27 市町村にまたがっております。その中で妙高・戸隠地域は飛び地の形態であることから、上信越国立公園からの妙高・戸隠地域の分離独立運動を立ち上げ、平成 27 年 3 月 27 日、全国 32 番目の「妙高戸隠連山国立公園」の誕生は記憶に新しいところでございます。この誕生した当時、テレビで盛大にニュースに流れました。また、新聞にも載りました。私はあのニュースを見て、今でも記憶に残っていますが、どうして国立公園になったのかというふうに感慨深くニュースを見ていたことが思い出されます。

上信越高原国立公園も面積的に縮小された中で、この巻機山・金城山・朝日岳・大源太山を上信越国立公園に組み入れていくべきだというふうには私を考えますが、市長の所見を伺うところでございます。以上、壇上からの質問を終わります。

○副 議 長 阿部久夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、阿部議員の質問に答えてまいりたいと思います。

巻機山を中心とした山々を国立公園に組み入れを

冒頭から申しわけありませんが、スピード感を持って、ばっところ前が出るような答弁にならないかもしれませんので、それはそこでまたちょっとキャッチボールをさせていただければありがたいと思います。

巻機山を国立公園に組み入れようということでもあります。まず、巻機山ですが、市内においては八海山に次いで登山者の多い山で、市外からの登山者はもちろん、地元小中学生も登る、本当に市民に愛されている山であります。登山道は、地元山岳救助隊の皆さんなどがマーキングや障害物の撤去、草刈りなどを行い、9合目にある避難小屋は地元の愛好家の皆さんが清掃や雪囲いなどの管理をしてくださっておりまして、私は知っておりますけれども、阿部議員も巻機山については大変造詣も深く、またしょっちゅう登っておられるということも前から存じ上げております。本当に感謝も申し上げたいところでもあります。

また、近年の集中豪雨や気象上昇によりまして、登山道の荒廃、また貴重な高山植物の植生が脅かされているという状態も言われているところでもあります。ボランティア団体による高山植物の保護活動が毎年のように行われておりまして、関係者のおかげで良好な登山環境が保たれているということに、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

ご質問いただきました国立公園であります。自然公園法に基づいて指定・管理をされている公園の1つでありまして、日本を代表するすぐれた自然の風景地等を保護するために開発などを制限する、国が直接管理する——環境省、自然公園であります。巻機山は、議員おっしゃるとおり県立自然公園であります。魚沼連峰県立自然公園に指定されておりまして、約6合目から上は指定範囲に当たっております。荒廃が進む尾根コースの登山道は、管理者である新潟県が全額を負担して、損傷した木道の修復工事等これを平成22年度から鋭意実施をされているところでもあります。

工事は現在も継続されておりますが、これが例えば国立公園化になった場合ですね、この場合には南魚沼市、また新潟県ともに公園法に基づいた変更の手続がまず必要になりまして、国立公園内での工事とか、例えばイベントとかこういうものを行う場合も、全て国へ申請して許可がおりるまで、数か月を要するようになります。さまざまな保全活動や、観光利用の際に、多くのこういう許認可的な時間と膨大な調整業務が生じるということが予想されています。これらをどう考えていくかということも正直なところございます。

我々の今の見解としましては、国立公園指定を目指すということが、一般の登山者の皆さんや、あとは私ども南魚沼市にとってまずは有益かどうか、この点にも十分検討を加えた上で、慎重に取り組む必要があると今は考えているところでもあります。今回不勉強だったもので、いろいろ勉強させてもらいました。どこが本当にどういうふう指定になっているかということも含めて、先ほど妙高・戸隠の連山ですか、そこの飛び地の指定とか、そういうこ

とを想定されているのだと思います。多分、指定をされたときには非常に大きなぎわいがかの地でもあったらと思う。当該地域の皆さんはですね。その後が例えばどうなっているかという調査とか、それらも含めてやっていきたいというふうに思って、そこを考えていかなければならないのではないかという、やっぱり強い思いを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まず第1回目の答弁は以上でございます。

○副 議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 巻機山を中心とした山々を国立公園に組み入れを

市長からの答弁をいただきました。まさに、確かにそのとおりだというふうに私は思っています。巻機山の国立公園の話は、正直言って以前にもあったのです。だけれども、清水集落の皆さん方が非常にこういった規制問題、慰留等でもって弱腰と言つては悪いけれども、とにかくこういった問題については、とりあえずはあまりうるさくないという、以前あったのです。

ところが、最近になって住民の皆さんのその気持ちも変わってきました。このままの状態の巻機山でいいのか。それとも今後何か私たちの手で改革して、少しでもこういった登山者がさらに訪れるためには、どうしたらいいのかという、今の気持ちに変わってきた中で、とにかくもう一度——先ほどの妙高・戸隠連山が国立になったということでもって、非常に意識が変わったのです。私もその一人、仲間もそうですが、そのために今回、清水の仲間と私と、もう一人登山家、登山のいろいろ好きな人5人で、妙高市へ7月27日に行ってきました。どうしてなったかという経過のお話を2時間以上、丁寧に教えていただきました。

その中で一番はとにかく、始まりは議員の一般質問から始まったと。議員の一般質問から声が上がって、あと市長、執行部が、またいかにして真剣に取り組むか、取り組まないか、そこが問題だと、そのように言っていました。まさに、ちょうど妙高市の場合は北陸新幹線の妙高駅が開業ということも決まったと。環境省の職員がそこにも滞在していたというような条件があった中で、とにかく市、そのころはまだ本当にここと同じ状態なのです。ただ議員が一般質問した中で、これからどうしようかと。とんでもない話だということではなくて、これはいいことだと、前向きにやってみようと、そういう市の職員の声が強かったのです。それから今回の行動が起きて、市長がすぐ環境省に職員を派遣したのです。その違いです。

今だって、じゃあ市長、よし、とりあえず環境省の国立公園課に、向こうの市は国立公園に関しては喜んで確か聞きに来れば、市の職員として行くのですから、当然市の負担はかかるのでしょけれど、そこからまず、最初にスタートだと思ひます。市長、もう一度答弁をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 巻機山を中心とした山々を国立公園に組み入れを

前段は、ちょっと聞きづらいほうから話をさせてもらいます。まず、雪国観光圏というのがあります。そこで今、ずっと何年か前からスノーカントリートレイルというのをやろうとしていて、これは谷川連峰、みなかみ町が担当しているということもありますが、そこから

苗場山——これは長野の栄村ですね。ここに私どもも入ってやろうということですが、許認可のために、やはり公園というのがあったりして、なかなか許認可の問題で今こぼれているというのがまずあります。これはちょっとマイナス思考な考え方のほう。

また、これから絶対にすぐやるかどうかというようなことは、阿部議員にお約束できませんけれども、今ほど聞いていて、私も清水集落の皆さんの意向とか、その部分が非常に頭の中で引っかかっていたのです。ただ、今回の通告まで、こういう話の動きがあるということすら私はわかりませんでしたので、今回ここでいろいろな——だめだとかいいとか、そういう議論ではなくて、妙高——今の入村市長さんの話をされていると思うのです、妙高市長。それと議会の中の議員の方の最初はやりとりから始まったということですが。

これは結果がどうなろうとも、まずはできないということを先に言いたくない姿勢を今やらせてもらっているのです、まずは清水集落の皆さんとか、阿部議員のおわかりになるそういうことに、いろいろ関心をお持ちの皆さんを集めていただいて、1回話を聞かせてください。そして、そこをまず一つやらせていただいて、次はこれはしょっちゅう上京させていただいていますので、環境省に行くことはもう全然自分の中では大変なことだとは思っておりませんので、まずは行って話を伺うということ。どういうことができるのか。また逆に言えば、なかなかそれは指定されると大変ですよと、向こうから口を割って出るかもしれませんし、そういうのがやりとりだと思います。まずそこをやらないで、入り口からやる、やらないという話は、私はしたくありませんので、そういう展開をもって結論づけていければいいなという思いがしております。

○副 議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 巻機山を中心とした山々を国立公園に組み入れを

前向きな答弁をいただきました。当然のことだと思っています。地元、また我々、そういった市民からの声をまず上げていくことが一番大切だと思っています。当然、今の妙高のほうも妙高ビジョンというものを立ち上げて、そして地元、地域一体となって取り組んでいかなければだめだということでもって、本当にわずかな、それこそ短期間で今回の連山の国立公園というものが誕生したわけであります。私もこれからいろいろな仲間を、当然ここにも4番議員のベテランの方もいますし、また、私も山の仲間が大勢います。そういった仲間の中で、とにかくせつかく話が出たのだから、できるだけ前向きに。私も議員として、もし当選しましたら、この4年間、一番の目標をもって取り組みたいと、そういう強い思いであります。

ぜひそういった、これ以上のことはあまり強く言いませんけれども。きのう帰ったら、日本百名山巻機という本が、まだこれは出たばかりですが、送られてきていました。その中で巻機山はとにかく、上信越の中では、国立公園に入っていないませんが、一番の山だということも書いてあります。後でこれを市長に差し上げますので、ゆっくり見ていただければと思っています。

そういったことで、市長もこれから前向きに考えながら一歩、一歩やるということであり

ますので、私はそれ以上の質問はいたしません。私も精一杯頑張りますので、市のほうも、市長も執行部もその気になってやっていただける、やると。そういう意気込みの中で、もう一度答弁をいただければと思っています。

○副 議 長 市長。

○市 長 巻機山を中心とした山々を国立公園に組み入れを

これに歩み出すか、歩み出さないかは、順番を追って。はっきり言って、今聞いたばかりですから。事前にもうちょっといろいろな通告をしていただければ大変ありがたい。でも、ふるさとの山を思っている阿部さんの熱意、情熱、志というのは十分わかっているつもりでありまして、そういうことも踏まえた中でやっていきたい。またそれがもしも——これは実はそうやって改定をしていくための手続、プロセスも調べさせてもらいました。この中には市の意気込みがなければだめでありますし、環境省さんの細かい査定の中でそれが決められていくという過程が載っております。

その中でもやっぱりなせるのは、人のわざだということだと思いますので、もし推進の方向になった際には、非常に頑張ってくださいというふうに思っていますが、まずそこに至る前の状況を今調査させていただく。入村妙高市長も非常に懇意にさせていただいておりますので、今の、現状はどうであるか。その国立公園の前後のいきさつとか、そういうことも私なりに調査を踏まえた上で、一歩歩み出せるかどうかの判断を、上京させていただいたり、いろいろな中でやってみたいと思っております。

○副 議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 巻機山を中心とした山々を国立公園に組み入れを

市長の気持ちはわかります。わかります、しかし、今初めて質問した中で聞いて、そしてこれから取り組むと。取り組んで考えて、いろいろこれから方向を探っていくようなお話をいただきましたが、できるだけ、もうやるという方向の中の気持ちで、私はこれからのこの問題については、真剣に取り組んでいただきますことを期待いたしまして終わります。

○副 議 長 以上で、阿部久夫君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開時刻は3時10分といたします。

[午後2時48分]

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後3時08分]

○副 議 長 質問順位15番、議席番号14番・清塚武俊君。1

○清塚武俊君 今週末の16日、17日は、私、一村尾の若宮八幡宮十五夜大祭の神楽舞が奉納されます。南魚沼市の無形文化財であり、お神楽の発祥は江戸時代の宝暦年間からと言われられております。戦時中も休むことなく、伝統を後世につないでくれました。9月1日から毎晩夜遅くまで、小学生、中学生からことしで舞をやって50年を迎える大先輩までが、一緒になって練習を積み重ねて本番に挑みます。地域医療研究会とも重なりますが、16日の宵番は夜10時ごろまで舞が奉納されています。ふるさとを愛する若者たちが舞う姿をぜひ見

に来ていただきたいと思えます。

1 公共施設の今後のあり方について

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。今回は2項目の質問です。最初の質問は、公共施設の今後のあり方について質問いたします。本市が所有する公共施設は、市役所など行政施設や学校、文化施設、公営住宅など多岐にわたっています。平成28年3月31日時点では、50平米以上の建物を含む公共施設は199施設、延べ床面積は31万6,460平米あると聞きます。その中で、施設によっては老朽化や耐震性の問題に直面しています。旧耐震基準が適用された時期である昭和56年度以前に整備されたものは、28.7%もある。安全・安心の観点から課題があり、深刻な状況にある公共施設が多くあります。

今後、人口減少・少子高齢化による公共施設に対する市民ニーズにも適切に対応する必要があります。公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限りがある中で、今後、市が進めていく公共施設等総合管理計画では、2017年から2046年までの30年で、中・長期的な計画で公共施設縮減を目指すとしています。昨日の16番議員の質問の答弁では、10年で11%、30年で15%の延べ床面積を削減するとしています。時代に即したよりよいまちづくりのために、今後の公共施設のあり方について市長の考えを伺います。

1点目です。公共施設マネジメントシステムの効果と期待は、について伺います。

2点目であります。大和地域には三用地域活性化センター、東地域開発センター、大崎農業会館及び藪神地域コミュニティセンター、六日町には五十沢地域開発センター、城内地域開発センター及び大巻地域の開発センターの7施設が、公民館の分館機能を中心として存在し、地域コミュニティ活性化事業等の地域に密着した市民活動の拠点になっています。また、防災拠点や一時避難所になっていることもあります。地域センターの施設については、旧耐震や未補強の施設が多い。早期に対応が必要と考えます。

3点目です。老朽化が進んでいる公営住宅については、今後縮小を考えていくのか伺います。

4点目です。施設によっては今後除却して土地の有効活用、または売却を検討していくのか伺います。以上、壇上での1項目目の質問といたします。

○副 議 長 清塚武俊君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、清塚議員の質問に答えてまいります。その前に若宮八幡宮は、大変集落の皆さんの熱意で続けられている。昨年呼んでいただいて、お邪魔させていただきました。本当にすばらしくて、今回地域医療のシンポジウムがありますが、ご接待等が終わった後、10時までやっているそうありますので、伺わせていただきたいと思っております。

1 公共施設の今後のあり方について

公共施設マネジメントシステムの効果と期待ですが、昨日の寺口議員の答弁でも申し上げたとおりでありますけれども、公共施設等総合管理計画では、市の管理施設を延べ床面積で、

今後10年間に11%、30年間で15%削減することとしています。今ほどの議員のご質問のとおり、公共施設は多岐にわたってあり、本当に多いわけであり、ほとんどの施設が多くの市民から、それぞれ地域的には愛着を持たれるような中で利用していただいております。

これまでは人口の増加——これは社会の人口が増加してきたという状況があった中で、市民ニーズに対応した多くの公共施設を整備してきたという歴史だと思います。これからは新たな行政需要に——これからもいろいろな需要は出てくるわけであり、これらにも対応しながら、将来人口を推計させていただいて、財政状況に見合った適正規模まで公共施設を減らしていく必要があると思っております。

公共施設マネジメントで最も期待する効果、これは施設の総量を減らすことによる建物の生涯費用と言われている、いわゆるライフサイクルコストという言葉があるのですが、この抑制であります。この総量を減らすことによって、修繕費や改修費などのコストを抑えること、また抑えた部分を必要な施設の改修や更新費用これらに充てること、これによりまして財源を確保していきたいという思いであります。

これを中・長期的に繰り返すことによりまして、総量の削減と施設更新にサイクルが生まれてくる、これを目指して、財政における整備更新費用の平準化が図られるものと考えております。総量の削減には統廃合のほか、それに伴う空き施設の複合的利用や除却、売却などに加えて、民間施設の利用など、さまざまな方法があるかと思っております。今後施設を更新する場合は、用途変更しやすい設計を行うなど——こういうところも大事だと思っております——の工夫も必要となります。

この計画で示しております15%の削減目標は、できる限り現有施設の長寿命化——今ある施設の長寿命化を図った上で、達成すべき目標だと思います。このため学校統合に伴う空き校舎、これはもう既に出てまいります。これらにつきましては、既に耐震化が行われている施設であることから、できる限り長く使用することを目指していきたい。また、施設再配置による複合化なども念頭に置きながら——複合化というのは、今まで学校施設だけだけのものを、またいろいろなものと違う、一緒にやれないかというようなことをイメージしていただければいいと思っております——地元の皆さんとともに有効な活用方法を協議している、まさにそういう段階に今、入っています。

私も時間の許す限り、なるべく時間をとりまして市内のそういった施設の現地調査を、自分の目でまず、知らないところがないように、そういうことも今考えながら動かさせていただいているところであります。このように市民の施設の利用状況等も、これは当然勘案する中で、市民の安全や利便性を大きく損なうことがないように配慮をしながら、持続可能なまちづくりを進めていく。そういうつもりでございますのでよろしくお願いいたします。

2つ目の地区センターのことであります。防災拠点としての機能を有していて、また、指定の避難所が5施設、先ほども議員がおっしゃったので繰り返しは避けませんが、これらがございます。防災拠点としての機能がある施設につきましても、公共施設等総合管理

計画に基づいて、更新、統廃合、長寿命化を図ることとしています。耐震化の実施については、防災拠点施設であるかどうかなどの視点から、優先順位を検討していきたいと思えます。

また、当たり前のことでありますけれども、統合や廃止の対象となる場合には、避難所、避難場所がない、そういう市内に空白地帯を生じさせないように配慮させていただきながら、十分な検討を行いたいと考えております。

3つ目の老朽化が進んでいる公共住宅の問題であります。これをどうしていくか。縮小していくのかということですが、市では今、市営住宅が347戸、市有住宅が44戸、県営住宅が76戸、合計で467戸の公営住宅を管理しています。このうち約45%の住宅が建設後35年以上経過をしております、これらは順次、今、更新の時期を迎えています。特に建設後44年から52年を経ている市営、または市有住宅の木造2階建ての住宅や、簡易耐火構造の2階建ての住宅などは老朽化が大変著しく、空き家が発生しても次の入居者募集を行わない——これは政策空き家と呼びますが——政策空き家として位置づけさせていただいて、順次それが達成された場合には、除却をしているという状況であります。今回9月定例会にも市営北原住宅のうち、1棟4戸を除却するための工事費につきまして補正の予算を計上し、可決をいただいたところであります。

今後も条件が整い次第、除却による整備を進めさせていただき、将来的な人口や世帯数の予測、これらに基づいて適正な管理戸数まで減らしていく必要があると考えています。また、ほかの住宅につきましても老朽化に伴い、さらなる修繕費の増加が見込まれるということがもうわかっておりますので、計画的かつ効率的な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

4つ目のご質問の問題ですが、現在積極的に利用していない施設、これらについては普通財産に所管がえを行って公売にかけ、売却をしています。また、公売で買い手が見つからないという施設についても、土地、建物を探している方からの問い合わせというのがやはり市役所には時々ございまして、これらの紹介や交渉を順次行っているところであります。価格面や条件面でも柔軟に対応していきますけれども、既存建物の状況や利用目的などから、なかなか合意に至らないケースこれがほとんどであることが事実であります。

今後も柔軟な対応を市役所が継続させていただきまして、施設の整理を図ってまいりたい。何においても、今の人口減等にかかる実態に合わせながら、我々も当然進んでいかなければならないというふうに思っているところであります。以上です。

○副 議 長 14 番・清塚武俊君。

○清塚武俊君 1 公共施設の今後のあり方について

1点目の公共施設マネジメントシステムの件ですが、これは全国の自治体が支援システム等を多分導入されていると思うのですけれども、南魚沼市も導入されていますよね。これから導入になるのでしょうか、このソフト面というか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 公共施設の今後のあり方について

これは、ないということであります。

○副 議 長 14 番・清塚武俊君。

○清塚武俊君 1 公共施設の今後のあり方について

わかりました。ちょっと心配したのは、なかなか今、行政では、こういうソフトとかに頼ったりしている面がりまして、やはり市長とか行政側のこうしたいのだという思いが伝わらないと困る。その面をちょっと心配したわけですが、独自に市の中で取り組んでいられるということで安心いたしました。

公共施設の全体を把握して、長期的視点で更新、統合、長寿命化を計画的に進めていかなければならないわけですが、市長はあれでしょうか。今後、公共施設について一番何ていうか、思いといいますか、こうしていきたい。統合とか長寿命化、総量とか、いろいろあるわけですが、一番何を先に取り組みたいというのはありますか。全体の幅が広くて難しいかもわかりませんが、もしあったら教えてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 公共施設の今後のあり方について

この議場でも、ちょっとしゃべり過ぎぐらいにいろいろな問題視をさせていただいている、まずは学童保育というのがあります。これは大変な問題でありまして、国の制度は6歳まで全部見ろということではありますが、これは本当に現場の実態と合っているのかという思いがしたりするのですよね……（「6年生」と叫ぶ者あり）6年生、ごめんなさい、6年生。失礼しました。そういう中で、もう現場を今いろいろなところを見させていただく中で、はっきり言って、もう悲鳴が上がっているという状況があります。本当のことを言えば、学校を2つつくらなければ、もう1個つくらなければ全員は賄えないというのが理屈上成り立つわけであって——それはちょっと言い過ぎですけども。こういうことが空き校舎の中にきちんと入るのかとか、さまざま考えなければいけないと思います。

そして、これはまだ市内でそこまで話し合いをしているわけではありませんけれども、今定例議会で、非常にいろいろなテーマになっている高齢化が進んでいく中で、これらのお年寄りの皆さん等の居場所を含めたさまざまそういうことが——そういうものをどこに残すのかということも、空き施設の問題で考えると大きなテーマになってくると思いますので、そういうことも十分考えていかなければならないという思いです。

複合化という中で残しつつ、あとは数が多ければ、管理費が大変かかっていくということになります。それは老朽化も当然同時に進んでいくということですので、どこを削り、どこを残すかというのは、大変これから大きな問題になると思います。まずは、先ほど言った子供の問題と地域の核となる場所、老人の問題も含めて、そういうところが優先されるべきではないかと、私は今のところは思っているところであります。

○副 議 長 14 番・清塚武俊君。

○清塚武俊君 1 公共施設の今後のあり方について

それでは、2項目目ですが、やはり旧合併前に、また各4地区とか、大和地区で4地区、

六日町も4地区、塩沢も4地区ある中で、そういったことで地区のセンターは整備されています。今、統廃合とかを含めて、また、避難場所等もきちんと確保した中で、統廃合等も進めていくということになります。10年間というのはあっという間に過ぎると思います。やはり地元の民意の声を聞くというのが大事だと思いますが、その辺についてはすぐやはり取り組んでいかなければならないと考えていますが、今後どのように地域の思いとかを反映させていくのか教えてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 公共施設の今後のあり方について

先ほど議員のほうから、特に大和地区の部分とか話が出ました。いろいろな建物の施設の話が出ました。この中ではもう既に、耐震もできていないし、大変だという話を伺っているところもありまして、私も私なりに聞いているところがありますが、これらにつきましては議員のおっしゃるとおり、その現場、現地の皆さんの声をよく聞いてということが、これが当然1つ目にはそれが一番重要なことだと思いますので、それらを逃すことなくきちんと聞いた上でということやっていきたいと思っています。

これにつきましては担当しているところに、もう一番現場で聞いているかと思いますが、ちょっと答弁をさせたいと思います。

○副 議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 公共施設の今後のあり方について

地区センターの状況につきましては、地域づくり協議会、既に12地区ございますので、こちらの集まり、事務長さん、そして会長さんの集まりの中で、私どもも出席させていただきながら、ご意見を伺っているところでございます。また、公共施設管理計画の個別の計画、そういったものができた暁には、個別にそういったところと協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○副 議 長 14番・清塚武俊君。

○清塚武俊君 1 公共施設の今後のあり方について

わかりました。今、南魚沼市は地域づくり協議会とかを12地区に置いています。その地区の拠点施設にもなっております。やはり、そういうところで地元の民意の声を大切に、今後の施設の統廃合を含めた中で、更新とか考えていただければと思っております。

続きまして3番目の老朽化が進んでいる公営住宅の縮小についてであります。やはり公営住宅につきましては、低額所得者や住宅不足の緩和とか、いろいろさまざまな思いがある中で、市営住宅、公営住宅等は利用されてきています。その辺のニーズ等もしっかり把握していただきたいとは考えています。ちょっと通告ではなくなくなってしまうかもわからないのですけれども、そういうところまで心配していただきたいと思いますが、どのように考えていきますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 公共施設の今後のあり方について

その点を外れてはならない。そういうことは当然考えた中で、やはりこれはいわゆる政策的にきちんと対応していかなければならない。一番の原点は、今、議員がおっしゃったとおりだと思います。これにつきましても担当部、担当課のほうから、その辺のところの詳細があると思いますので、答えてさせたいと思います。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 公共施設の今後のあり方について

公営住宅への入居ニーズということの部分になるかと思いますが、私どものほうでは、年3回ほど公営住宅の入居の募集を行っているところです。平成29年度の実績で申し上げますと、6月に1回目の募集を行いまして入居決定をしたところですが、募集戸数に対しまして、入居の希望、場所を確認した中で、この住宅だったらいいということで、入居の希望箇所が集中するような傾向があります。

そうして選考しまして、当選の方、あと補欠の方というふうな形でしていきましても、募集をかけた住宅が全部、今回の場合も埋まることはありませんでした。ニーズのほうも、住宅を求めるニーズもありますけれども、入居場所、自分の職場ですとか、子供の教育を考えたときの学校の近さですとか、そういった部分でニーズも多様になってきておるといふような状況はあります。ですので、公営住宅の今の位置を見た中で、市民の方から住宅として選ばれていくというふうな形になっていくのかというふうにも考えております。以上です。

○副 議 長 14番・清塚武俊君。

○清塚武俊君 1 公共施設の今後のあり方について

その辺はしっかりと市のほうでも調査をした中で、住宅不足がないというような形も進めていっていただきたいと思っております。

4番目に移りますが、今後の除却して土地の有効活用、売却等のことですが、普通財産に戻してということで、民間とかに売却とかを考えられるというところですが、ほかの公共施設については、普通財産に簡単に切りかえるというのはできるのでしょうか。もし、学校の土地だとかそういう場合も、ちょっと勉強不足で何ですけれども。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 公共施設の今後のあり方について

この点については担当のほうから、よくわかるように説明させます。

○副 議 長 財政課長。

○財政課長 1 公共施設の今後のあり方について

学校の土地も含めて、ほかの土地もそうですが、財産は行政財産と普通財産に分けられます。市のほうで行政目的を持って使っているものは行政財産になりますので、その目的が達すればというか、なくなれば、別の用途に転用しない限り、普通財産のほうに所管がえをすることになります。学校でなくなったとしても、別の用途にまた使うようであれば、それはまた必要な土地ということになるかと思えます。

○副 議 長 14番・清塚武俊君。

○清塚武俊君 1 公共施設の今後のあり方について

わかりました。勉強不足で申しわけございません。市が保有している普通会計の施設、耐用年数経過と同じ規模で更新したと仮定すると、30年間で1,009億円もかかるというのが書かれていました。本当に膨大な、今まで合併前から地域でつくってきた箱物、すごい金額だなど思っております。試算という中でありますが、平均30年間で割っても1年間に33億円のお金がかかるということでもあります。この公共施設については、市の今後の運営とか財政の面も含めて重要な部分であります。しっかりと考えていただきたいと思って、1項目目は終わりにします。

2 郷土学習にどう取り組んで行くのか

続きまして2項目目の、郷土学習にどう取り組んで行くかについて質問いたします。地域には郷土の発展に貢献した先人たちの苦労や伝統芸能、お祭り、豊かな自然や産物が数ある中で、人口が減少しているとか、高齢化が多くなっているとか、地域の課題も多くあります。幼児期から中学校まで、年齢に合った郷土学習や体験が必要であり、南魚沼市に若者が帰ってこられる、住み続けられることにつながると考えます。郷土学習——南魚沼学にどう取り組んでいくのかについて伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 郷土学習にどう取り組んで行くのか

清塚議員の2つ目のご質問、郷土学習にどう取り組んでいくかということでもあります。これにつきましては、教育長のほうに答弁をお願いするところではありますが、ちょっとだけ脱線するかもしれないが、いい機会でありますので。前にこの議会でも、例えば私どものふるさとの生まれの兼続公とか、お二人の大変な師弟関係の話、天地人にもなっている話ですけれども、そういうことを例えば教育に取り入れていけというような話とかがあったと思えます。

実は来年が直江兼続公の没後400年忌になります。ここでできれば、この間、米沢の市長さんが、私も訪ねて、向こうも5月にいらっしゃったわけですけれども、そこでお願いさせていただいているのは、なかなか宝物が全て生まれ在所ではなくて、かの山形県の米沢市のほうにほぼいっているということで、ちょうどこの機会にこちらのほうに友好関係の中で貸していただけるものについては貸していただいて、そういう宝物展のようなものを企画できないかという話を、今、口頭ですけれどもさせていただいて、非常にいい返事はいただいているのです。これらも取り組むことが必要ではないかという思いの中で今やらせていただいております。来年の400年忌にそういうことがイベント化できればいいなという思いがしております。

その中で郷土学習とか、そういったものもまた子供たちにとっても、いろいろな意味を持ってくるのではないかという思いがしております。

ここから先は、教育長のほうに答弁を渡しますのでよろしく申し上げます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 郷土学習にどう取り組んで行くのか

それでは、清塚議員の一般質問、郷土学習にどう取り組んでいくかについてお答えします。今ほど市長の思いがありましたように、私は市長と綿密に打ち合わせをしておりますので、今の思いについては既に聞いております。このことに向けて今後の取り組みということで、教育委員会も一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、まず答弁の仕方として、今取り組んでいる状況について説明し、その後、今後どういうことを考えられるかという2段階で答弁をさせていただきます。

それでは、南魚沼市は国指定史跡である坂戸城址をはじめ、多くの歴史的遺産を有しております。きょうの新潟日報に出ております。坂戸城址跡ということで現地説明会を行いました。400年前の石垣を「野面積み」という積み方ですけれども、これをことしと来年で復元して、ことしの分を現地で説明会をしました。関心も高く、地域住民約40名が興味深そうに説明を受けていました。

ちなみにこの石垣については、現在熊本城の石垣を復元している、主に担当をしている北垣さんという学者がいるのですけれども、この方が指導に来ておりますし、この野面積みをしている石工職人さんは、今もこの熊本の修復に携わっている人がいるということで、できれば現地を見ていただければ助かりますということです。

坂戸城址をはじめ、国の重要無形文化財である越後上布、大前神社の式三番、毘沙門堂裸押し合い祭り、それから、先ほど清塚議員の言われました、間もなくある一村尾の若宮八幡宮の神楽舞等多くの伝統芸能や祭りなどの風俗が古くから伝えられております。これらはさまざまな時代背景の中で、人々の生活や豊かな自然環境とのかかわりにおいて生み出され、守り伝えられてきた貴重な財産であります。これらを確実に次世代に継承していくことは、現代を生きる私たちの責務であり、郷土学習として小中学生に伝えていくことは、非常に大切なことであると考えております。また、これらの学習を通して郷土に誇りや愛着を持った若者を育てていく、市長の掲げる若者がこの地に住み続け、また帰ってこられる重要な要素になると考えております。

今週の月曜日です。NHK「鶴瓶の家族に乾杯」に豊田市の足助町が出ておりました。この中で、なぜ足助町を離れなかったのかということが聞かれていました。そうしたときの答えは、この町の祭りにずっとかかわりたいと。1回出ると、そうでもないのかわかりませんが、足助町としてはそのお祭りにかかわれないという話がありました。また、富山県の八尾市の風の盆、これも若者が残る1つの大きな要素となっております。そういう面からすると、先ほど述べた大前神社の式三番、毘沙門堂の裸押し合い、それから一村尾の若宮八幡宮の神楽舞についても同じように、地域の若者が祭りを愛し継承していくという動きがありますので、これを大切にしていまいりたいというふうに思っております。

それでは、学校現場における郷土学習に関する現状であります。小学校三、四年生で使用している社会科副読本、「わたしたちの南魚沼市」という副読本があります。この中では西部開田、八色原の開拓、さらに岡村貢公、それから後山の小川泰夫さん等の郷土の発展に努め

た先人の苦労や功績が載っておりますので、小学校では学んでおります。

また、各学校の取り組みですが、大崎小学校では「翁式三番」、石打小学校、中之島小学校では「塩沢子ども歌舞伎」、五十沢小学校は「五十沢歌舞伎」を地域の人から指導していただいております。その他の学校でも、地域の方から踊りや太鼓の指導等を受けておまして、これらの活動は、地域の伝統芸能を継承する担い手を育成するためにも、地域から期待されております。

また、三用小学校では、名産八色スイカを地域の皆さんの指導を受けて栽培しておりますし、大巻小学校では校長先生がみずから地域と学校の歴史を丹念にまとめ、40ページほどの小冊子にまとめています。これを活用して郷土学習に役立てております。今後、今述べたような取り組みを各校へ紹介して、各校が地元の歴史や伝統等のすばらしさに気づいていけるように学校に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

今後であります。今後の大きなポイントは、ここ教育委員会のほうで述べております、南魚沼市後期教育基本計画の生涯学習編 学びの郷南魚沼プランであります。この中でも幼児から中学生の子供期を対象とした生涯学習プログラムを、子どもたんけん南魚沼と位置づけてまして、南魚沼市の自然や歴史、文化への理解を深め享受し、それらの財産を大切に保存、継承、発展させるように、今後やってまいりたいと思っております。

今までは社会教育の既存の講座だけであったものを、市民が手づくりで、また、CCRC等で入ってきた人たちが学びの場を提供する等の動きを目指してまいりたいと思っております。この学びの郷南魚沼プランは、「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝くわたしと地域」を基本理念としています。これからも世代を超えた学びを実践しながら、地域の伝統文化を継承し、伝えていく環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○副 議 長 14 番・清塚武俊君。

○清塚武俊君 2 郷土学習にどう取り組んで行くのか

丁寧な答弁をいただきました。地域の人たちの出会いや触れ合い、そして地域学習、郷土愛を育てる意味でしっかりとまた南魚沼人を育てていただきたく、添えまして私の一般質問を終わります。

○副 議 長 以上で、清塚武俊君の一般質問を終わります。

○副 議 長 質問順位 16 番、議席番号 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 傍聴の皆さん、最後までいていただいて、ありがとうございます。通告に従って質問いたします。その前に私、去年の補選で当選させていただいて、無党派で1人だったのですけれども、ここにいる議場の皆さんのご指導のもとに、どうにか4回目の最後に立たせていただき、ありがとうございます。きょう、黒滝議長はいないのですけれども、黒滝議長にはいつも会議があるたびに注意を受けまして、服装のことからマナーのことから、たくさん注意を受けました。まだ、マナーができていないところもありますけれども、またきょうは一生懸命質問させていただきます。それでは、市長、よろしく願いいたします。

私は、市職員の意識の向上、職員の意識改革ということで質問をさせていただきます。その前に、市長とは6月の議会が終わった後に登川清流マラソンで、私はことし2回目だったのですけれども、市長が来て2キロぐらい走るのだという話を聞いていたのです。そしたら突然市長が「4.5 キロ走る」と言い出しまして、スピード感を持って対応したのですけれども、市長は練習もしていなかったもので、最初の300メートルのダッシュを若い人と走ったために、見るも無惨な結果になってしまった。その後、市長をどうやってゴールまで連れていかなければいけないかということで、じっくり様子を見ながらしたら、そのときのゲストランナーの大島めぐみさんが市長を迎えにきていただいて、市長も若いランナーですから、一生懸命ゴールまで。また、私も大島めぐみさんと300メートルぐらい結構なスピードで走らせていただいたので、よい経験になりました。

実は私は12年ぐらい前までは月500キロぐらい走って、年間五、六千キロ走る練習をしていましたので、70に向けてもう1回マラソンに転向したいと思っています。市長、そのときにぜひともグルメマラソンでハーフマラソンを一緒に走れるように。その前に来年のグルメマラソンは、短い距離でもけがのないように、またよろしくお願いします。長くなって済みませんでした。

1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

それでは、1点目、市長は、市職員は支払われる給料に見合う、またそれ以上の働きをすると示されていました。今までは一般職員について、どういうふうに訓示していますとご答弁いただいていたのですけれども、今現在、幹部職員の副市長・教育長・水道事業管理者・部長には、ここにいらっしゃる皆さんですけれども、市長の公約実現に向け、どのように示しているのか。この点についてお伺いしたいと思います。

また、2点目の勤務成績評定の公開と給料の昇給額の反映について。これも以前お聞きしているのですけれども、林市長は人事評価の結果公表はことしの10月の市報に掲載する。公表の内容とか公表の範囲を検討中と示した。どのように公表されるのか伺う。もう既に10月の前ですから、決まっていることだと思いますので。

②、市長は、人事評価結果を給与や分限の人事管理に活用して、6月と12月の勤勉手当と平成30年1月には昇級にも反映すると示した。評価4と5の割合が20%以内の制限の中で、直近の評価で4と5の割合はおのおの何パーセントか。また、おのおの何号級昇級するのか伺う。

3点目、平成24年から平成28年の休職・戒告・減給は、年で12人から26人で推移しています。おのおの年での評価のランクと人数を伺う。

この一般質問書のある議員に見せたら、こんな質問をするなど言われましたけれども、私はこの範囲で今まで質問していますので、また、ご回答をよろしくお願いします。以上、壇上からの質問を終わります。

○副 議 長 広田公夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは、広田議員の質問に答えてまいります。

1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

以前も申し上げましたが、給料に見合う働きは、役職や担当によって異なります。職務給としまして、例えば課長の職務、係長の職務、主任の職務、これらによってそれぞれに定められておりますので、その職務と責任が果たしているか。また、それぞれの担当業務を全うしているかということになるかと思えます。人事評価制度によりまして、全職員が年度当初に業務目標を設定しますので、個々の職員がみずからの職責を自覚して目標設定を行い、上司が面談等によりまして確認を行った上で、最終的な評価をしています。これは前にも話をしています。

職員には機会があるごとに進むべき方向として——これはここでもう何回も言ってしまうのですが、「みずから稼ぐ」「市民の先頭に立つ」また「攻める」自治体を目指すことを伝えています。これは伝える場面としては、当然朝礼もありますし、訓示をする場面というのは多々ありまして、そういったときに行っております。

また、この中では、ちょっと恥ずかしい話かもしれませんが、自分の好きな言葉として最澄という方の「一隅を照らす、これすなわち国宝なり」という言葉があります。この精神を引用させていただいて、職員一人一人がそれぞれの持ち場で輝けば、また逆に言えば、その持ち場で輝かなければならないという思いがしまして、それが市の宝となるというような意味から伝えさせていただいています。

また、副市長からは、これはいつも副市長が職員に向かっていう言葉がありまして、日ごろから「凡事の徹底」という言葉をよく言われます。すなわち、当たり前のことを人にはまねできないほど一生懸命にやる、ということなのか、またとり方はいろいろあるかもしれませんが、そういうふうにしておりまして、こういう指示を常にやっています。こうした精神が職員に浸透していくことで、給料に見合う働きにもつながるものと考えております。いい答えになっているかどうかわかりませんが、そういう気持ちでやっています。

しかし、私の思いはもうちょっとありまして、実は私もこれまで延べにするとたくさん人を使ってきた経営者をやっております。うまい経営者だったかどうかは別として、その中で自分が体得した1つのことがあります。それは、言葉では人は動かない、ということあります。人はやはりその意識を変えるためには、まずその取り組みによって——例えばここで言えば、行政の事業というのですか、ちょっと言葉はあれですけども、そういうことを通して達成感とか気づきとか、そういうことでしか人は変わっていかないと私は思っております。

そんなふう思いながら、その意味でいろいろな事業に今取り組んで、先ほど申し上げました稼ぐ方向とか、市民の先頭とか攻めということを、その場所でやってみんなに意識づけをしていきたいという思いでやらせていただいています。

組織論、組織の中のあり方としては、これは実は前井口市長が最後この場所で、全職員の前で退任の弁を述べられたときに話された内容、私も大変それは共通してございまして、その話

をよく職員の前でもさせてもらうことがあります。後藤田正晴さん、不世出の野党も与党も含めて一目置かれたという、そういう官房長官であった方ですけれども、この方の「五戒」という言葉があって、この中には5つ、すばらしいやはりエッセンスが含まれていると思います。これらは多分この後の将来にわたるまで、組織としてのあり方として、そこに働く者のあり方として、大変すばらしい内容が含まれていると思っております、これをいつも話をさせていただいておりますし、私も机の前にこれを張って毎日眺めているという状況であります。

2つ目の勤務成績評定の公開、給料の昇給額への反映の中の、市報に掲載する公表内容。これは職員数や給与、勤務時間、その他の勤務条件、懲戒処分の状況は、地方公務員法及び南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表することとなっております、平成28年の改正によって、人事評価の公表が明記されたということです。これは繰り返し申し上げて申しわけありませんが、そういうことです。これらは毎年10月の市報及び市のウェブサイト——インターネット上のウェブサイトにより公表しているところですが、人事評価の結果は、平成28年度分からとなりますので、ことしの10月が初めての公表となります。

人事評価のうち、業務評価と能力評価のそれぞれについて、1から5までの評価段階に属する職員が何人いるかということ公表いたします。今後、この人事評価がさらに定着した段階において、それら公表の内容もやはり変えていきたいというふうに考えておりますので、ご承知おきをよろしくお願いいたします。

2つ目の人事評価結果の活用であります。議員ご質問の平成28年度の人事評価結果における「評価4」と「評価5」の占める割合は、業務評価で16.4%、能力評価で8.6%となっております。4、5の方がそういうことです。業務評価結果に基づくものは、勤勉手当の成績率に反映することとしておりまして、評価3の職員——この場合の成績率は85%ですけれども、これに比較して評価4の職員は100分の8.5、評価5の職員は100分の20、高い成績率で計算をされています。

能力評価結果に基づく昇級の反映については、評価3の職員は1月の昇給時期に4号給昇給するところですが、これを評価4の職員は6号給、評価5の職員は8号給昇給することとなります。ただし、55歳を超える職員については、標準の職務成績では昇給せず、評価4で1号給、評価5で2号給として、昇給の抑制を図っているということです。ちょっとなかなか言葉でいうと難しいので申しわけありませんが、そういうことであります。

平成24年から平成28年の休職・戒告・減給の各年の評価ランクと人数ということですが、ご質問のこのこと、平成24年から平成28年にかかるものでありますが、内容は平成23年度の評価から平成27年度の評価分までとなりますので、よろしく申し上げます。この間の休職者、懲戒処分者は、議員がおっしゃるとおりで、最も多い平成27年度が休職者13人、懲戒処分者が13人、最も少ない平成26年度が休職者9人、懲戒処分者が1人となっております。

なお、先ほども申し上げたとおり、ちょっと長い名前ですが、この例の公表に関する

る条例ですね、これの改正によりまして、人事評価の状況を公開することとなったのは平成28年度分からですので、それ以前のものについては公表を差し控えさせてもらいたいと思います。これはよろしくをお願いします。

なお、懲戒処分を受けた職員は、人事評価とは関係なく、その処分の重さによって昇給区分がDとかE区分となりますので、昇給しなかったり、昇給が抑制されることとなります。以上でございます。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

まず、1番目の市職員の意識の向上ですけれども、市職員の意識の向上というのを過去の議会議事録とかを見ますと、同じような表題で多くの議員が、意識改革ですかを質問しています。それとあと、今、第2次財政計画、平成28年9月南魚沼市の中の12ページの最後の8のまとめというところなんか、今までの合併特例の恩恵を受け、事業を行ってきた職員の意識改革が必要になってきます。以前から言われてきたことですが、新たな事業の立ち上げに当たっては、市民サービスのあり方という点から事業に過度な内容や他の事業との重複がないかの検証を徹底する必要があります。また、PDCAサイクルの確立を図り、事業の検証、見直しを継続的に実施する体制を築く必要があります。とこういうふうに明記されています。

それで、ちょっと私の質問の（1）の項目の中に、幹部職員にどのように、このようなことも含めて訓示しているかという思いがあって、ちょっと幹部職員というところの表題をつけさせていただきました。ちょっとこれは通告書の説明の中には書いていないのですけれども、そういう思いがありますので、市長、その点についてちょっとご意見をお伺いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

先ほどはちょっと自分の言葉でかなり言いましたが、今ほど議員がおっしゃったとおり、そういう気持ちでやっております。幹部職員については、これはほかの市では珍しいのだそうですね。私、知りませんでしたけれども、毎朝の朝礼をやっているのは珍しいほうですね。毎朝8時20分から課長以上級は全部、この場所にはいない庁舎もありますけれども、全て来まして、毎日のそれぞれの所管の課のほうからの報告と、きょうの課題とかということも出ますし、私からは毎日訓示をさせてもらっています。その中に織り込んでいるつもりでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

1点目の市長が毎朝朝礼をされて、幹部職員の皆様にそういうふうに周知徹底を図られていることがわかりましたので、1点目を終わらせていただきます。

2点目の勤務成績評定の公開と給料の昇給額への反映について、①の市の広報に公表するという内容も答弁されましたので、この点も了解いたしました。

2点目の市長は評価4と5と、私が以前聞いたときに、評価4と5がそんなにいないような感じでお伺いしたので、それで具体的にちゃんとやっている人たちをどういうふうに評価しているのかという観点で聞きました。そしたらちゃんと4と5が、まさか6号給まで上がるとはちょっと思いませんが、そういうふうな感じで、今度は成果に見合った、働きに見合った職員に関してはちゃんと評価しますよと。それもちょうと給与とか、そういうことに全部反映するのですよということをお聞きしました。

なぜそんなことを私が言うかということ、ここにいる部長の皆さんとか、既に退職した皆さん、そういう方でも、教育長の任期とか、部長職に何年いて今やれると。そうすると三役の方は長い期間こういう重責を担うと。大体部長になるには二、三年課長をやってから部長になって、部長になっても何年かなると2.6年ぐらいで皆さん退職されています。退職されたここ何年かの人数と部長職の人数を見ますと、3%ぐらいの方しか部長になれないのですよね。では、そんなに長くやっていたら俺は部長になれないではないかという人もいたそうですけれども。でも、3%という限られた人の中に入職してから入ったというのは、本当に優秀な方しかここにいらっしゃらないという、そういうことがよく認識できました。

でも、定年間際になって5年間ぐらいしかそういう仕事ができないというのは、非常に僕ももったいないと思ったので、それをもっと5年ぐらい前倒して、45歳ぐらいから55歳の、ある意味一番働き盛りのときに、本当にその能力を発揮していただくような仕組みを、今すぐというのではなくて、こうやってちゃんと評価をすることによって、その評価をみんなが認めると。そういうような形の仕組みができていけば、ただそのために長い、例えば今まで課長二、三年やって、部長職を5年、6年やったとなると、ますます部長になれる人は少なくなるかもしれません。ただしそれも、やはりその人を乗り越えてでもできるような人がちゃんと育ってくれば、そういうこともできると。

ちょっと今すぐできるようなことを言っているわけではなくて、そういうふうにちゃんとできる人たちが皆さん、この市に1,000人近い職員がいる。この前の5月の議会だよりを見たら、市職員と臨時職員を含めると1,600人という言葉がありました。ですから、臨時職員の方が650人ぐらい——今、何人いるかちょっと正確にはわかりませんが、600人そこそこの方がいる。それだけの大組織を動き回すには、市長1人ではできるわけではありませんから、そういう意味でここにいる幹部職員の方を、またちゃんと市の三役の方は長く七、八年部長になってからもやられますから。そういう制度が既にあるのだから、もっと45歳ぐらいからそういう方を部長職に抜てきして、一番元気なときに一番働いてもらって、それで皆さんと協力してやっていくような仕組みができたらいいいのではないかと。

私、大きなシステム開発、皆さんがやっているNTTさんの電話料金計算とか、そういうところに参加したときに、プロジェクト制をしいていまして、現場の一番のリーダーは三十何歳です。その後に55ぐらいの、みんな海千山千の人たちがついてサポートをするという体制にして、とにかくプロジェクトリーダーというのは、もう24時間働くような、トラブル対応をしなければいけない、お客さん接客をしなければいけない、資料の準備はしなければい

けない。すごい多忙な中でやるために、その人たちをどうやってサポートするかというメンバーをつくるような形でプロジェクトをずっと、そういうところに参加させていただきました。

そういうのをちょっと私は参考にして、民間と市は違うのだというところはあるかもしれませんが、そういう評価をきっちりすることによって、早めにそういう職種について体制ができればよいのかと思って、こういう質問をさせていただきました。ただ、それは今すぐできる問題ではありませんので、今後、市長が何期かやられた中で実現していただければありがたいと思っています。

あと、そういうことをするに当たっては、やはり評価、私が勤めていた会社の一番の親会社は、目標管理という、非常にひんしゅくを買ったような制度を日本で一番最初に取り入れて、私もその子会社にいましたから、その目標管理制度の中で非常に大変な——市長がこの前、非常に細かい評価指標があるのだと言われましたけれども、まさに私たちはすごい評価、自分のことから、仕事のことから、対お客さんのことから、スケジュールからとか、そういう非常に細かいことを精緻に書くことによって、当初は私も何でこんなことをやるのかと思いましたけれども、でも何年か慣れてくると——要するにそうやってきっちり分析することによって、何ができて、何ができないかということを経験してきました。

確かに導入時期の何年かは大変かと思いますがけれども、今の評価システムをきっちりとうまく活用していただいて、皆さんが誰でも納得というのは非常に難しいと思いますが、そういう意味で4号給、5号給、6号給の評価が、お互いそれがいいことだと認識できるような形で評価していただきたいと思います。

②はもうお聞きしましたので、ちゃんとそういうふうに向かっているということが確認できましたので、終わらせていただきます。

次の③は、これからの評価だということなので、私はちょっと休職という項目の市の条例を読んでみましたら、休職の中に、「組合専従」、あるいは「休暇」という言葉があったのです。僕は休職というのは単純に疾病、病気とか、そういうので休職だと思ったのですが、そういうことについてもその中で読んでいった中で、現職に戻ったときに、もとの職員と何か同等のところに戻るような、そういうような表記があったのですけれども、そういうことについて、休職している方ももとの職場に戻れば、自分が同じ仕事ができるのだからその号給に戻すと、そういうように解釈してよろしいのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

これにつきましては、ちょっと担当の部、または課長に答えさせますのでよろしくお願ひします。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

おおむねそういうことですがけれども、専従で職員組合に出向ではないですがけれども、行っ

ていた場合は、もとはに戻らず、それはある程度組合のほうで補填というような形をとって、今専従がちょっといないものですからあれですが、確かそういう形をとっていたように記憶しております。以上です。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

今回の議会の冒頭にちょっと質問したとき、市長に、勉強してからもっと質問してくださいと言われたのですけれども、やはりいかんせん、市のいろいろな条例を一生懸命読むと、解釈が非常に難しく、なかなか自分の思いどおりの質問ができないのですけれども。今質問したのは、休職を何年もするじゃないですか。何年も休職した人がもとの職場に戻って、同僚が例えば号給がないとして、自分が昇給しなかったために 55 号給だと。そういう号給はないかもしれないが 55 号給だけれども、自分の同期の人が 60 号給で仕事をしていたら、戻った時点で 60 号給に、そういうのは、そこにそうなるのでしょうかという質問をちょっとしたつもりなのです。済みません。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

これにつきましては多分、私もちょっと答弁が漏れていたと思いましたので、もう一度答えさせます。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

細かなことまで説明もあれですけれども、復職の調整というのがございまして、そういったものでもとにといいますか、というのがあります。ちなみに療養休暇などですと、休職から 1 年間 100 分の 80 なのですが、それ以降 3 年まで療養の場合だと取れるのですけれども、無給というような形、それがまた復職のときは先ほど言ったような内容になってきます。以上です。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

ちょっと私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが。要するに長期休暇を 3 年ぐらいしていて戻ったときに、同僚議員と同じぐらいの号給に戻るケースが多いのでしょうか、という質問にさせていただきたいのですけれども。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

もう一度答弁をさせますので、よろしくお願いします。担当課長のほうに答弁させます。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

申しわけありません。端的に申し上げますと、戻らないということです。はい、失礼しました。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識の向上を（職員の意識改革）

それでは、第1項目については終わらせていただきます。

2 小学校・中学校のタブレット教育について

第2項目、小学校・中学校のタブレット教育について。私はこれを最初、3月議会でも質問をして同じような内容ですけれども、3月からまた半年ぐらい経過して、新聞だとかテレビだとかいろいろなものを見ていますと、非常にタブレット教育について小中学校が取り入れたという記事。そして1週間前ですか、NHKの朝の6時の番組でも、確か品川区に入れて、NHKで朝の6時の番組にちゃんとニュースが流れるということは、非常に関心事があるということで、その中でもやはり持ち帰りということがちゃんと報道されていました。

ネットで調べますと、持ち帰りの問題点、セキュリティだとかいろいろなことについて、例えばそれはアクセスをこんなふうに制限する、データは残させないようにするとか、そういう対策もいろいろ考えられています。以前回答ではそういう委員会の中でそういうことも検討していますということと言われて、やらないとは全然回答になっていませんでしたので、それでは、そういうような……予算上、例えば500人いて9だと4,500台も今すぐ準備してくださいということを言っているわけではなくて、そういう持ち帰りをやるための仕組みづくりをどのように実現していくか。

私が持ち帰りについてこだわっているのは、不登校の子供たちとか、あるいは私は骨折でゆきぐに大和病院に入ったときに、たまたま学校に行けない不登校の子と隣り合わせになって、中学生だったのですけれども、中学の先生が1週間に1回ぐらいちゃんと来てフォローしていたのですけれども、そのときに、これはタブレットかなんかそんなのがあれば、そこそこ勉強ができるのではないかという単純な気持ちです。

どんなふうに勉強させるかというのは、ちょっと頭になかったのですけれども、そうしたら議員になりましたら、タブレットでやっていますよという話がありましたので、それでタブレットについてちょっと興味があったので、こうやって継続的にさせて……。先ほど同僚議員がタブレットかトイレかという質問があったので、タブレットかトイレと選択するわけではありませんけれども、タブレット教育について、持ち帰りについてどのようにお考えになっているのか、まずお伺いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 小学校・中学校のタブレット教育について

広田議員の2つ目の質問にお答えしますが、この問題は教育分野にかかることでありますので、教育長から答弁をさせますので、よろしくお願ひします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 小学校・中学校のタブレット教育について

それでは、広田議員の一般質問、小中学校のタブレット教育、その中で持ち帰りについても含めて答弁させていただきます。前回の答弁とダブるところがありますが、一応順序立て

て説明させていただきます。小学校は平成 30 年、来年度ですね。中学校は翌年度、平成 31 年度に新学習指導要領が実施されます。これは主体的、対話的で深い学びの視点から、授業や学習の改善を図ろうとするものであり、国の方針でもあります。子供たちに思考力と表現力などを身につけさせることにより、今までの暗記再生型から、思考発信型の授業への転換を図ろうとするものであります。すなわち、今まで教師中心、黒板中心から、学習者、児童・生徒中心の授業づくりを目指し、変換するものであります。南魚沼市も県内でタブレットについては先進地ではありますが、この思考発信型の授業のために、このタブレットの活用、タブレットをツールとして考えております。

それでは、広田議員の言う、持ち帰りの部分についての経過、考え方についてまず説明します。教育委員会では、学校情報化推進委員会を設置し、学校現場の ICT 活用の推進に向けた各種計画の立案、検討及び各学校への啓発活動等に取り組んでおります。現在、平成 31 年度、今、購入しているタブレットが次期タブレット更新されますので、それに向けて、選考部会を立ち上げ、諸問題について今、検討を開始しております。その中で現状の課題としては、タブレットの台数不足、最低限のタブレットしか用意してなく、クラスで回すという考え方でありますので、その不足の対応をしまいたいということと、タブレットと連携して使う電子掲示装置、電子黒板等の不足の解消が課題であるというふうに考えておりますのと、ネットワーク環境の強化をもっと、校内環境を整えることが必要なのではないかというふうに思っております。このような課題が解消した後に、広田議員の言われる持ち帰り運用の試行を検討してまいりますが、今のところ具体的な時期は未定となっておりますし、先行部会の検討により、時期の方向性を決定し、経費については総合計画で計上していくという状況であります。

これが学校情報化推進委員会の考え方でありますが、この話の中で、保護者の中にはインターネットの持ち帰り運用について、反対の意見も多くあります。ということは、メディア接触によりまして、学力の低下につながっている。全国学力テストのアンケート調査でも、メディア接触を多くする児童・生徒の学力は、メディア接触の少ない児童・生徒よりも正答率が少ないというのが出ておりますので、その辺のことも含めて、保護者の中には疑問視している声が多いことであります。

ただ、広田議員が言いますように、なかなか学校に来られなくて、不登校のそのお子さん用にタブレットを活用しながらということについては、私はいい方策であるとは思いますが。ただ、今の教育長としての考え方は、ことし、今年度から来年度の小学校の学習指導要領の改定の中に、道徳の教科化というのがあります。それと市の図書館ができ、学校図書室の改善を図るという意味合いから、1名の指導主事をこの4月から配置しております。道徳教育と家庭での読書——家読。この間、間違えて「いえどく」と言ったのですが、副議長に「うちどく」だと言われました。うちどくでいいですよ。

ということで、私はその活動こそ、やはり家庭内でやっていくべきであるというふうに思っております。困り感のあるお子さんに家庭でタブレットというのはわかりませんが、学校と

同等以上に家庭教育——家庭での親と子供の接触は大切でありますので、タブレットではなく読書活動をもって対応してまいりたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○副 議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 小学校・中学校のタブレット教育について

教育長のお考えはよくわかりました。要するに家庭、まずいろいろな環境、教育、そちらを優先したいと。ただ、1つは不登校とか病院とかに入っている子たちについては、すぐやるという回答ではないのですけれども、考えがありますよという。先ほどの保護者の中のインターネットのアクセスというのがありますけれども、テレビの中でも、そういうところにアクセスできないような環境にしてやるというような、もう既に持ち帰りを検討して始めようとしているところがありますから、その事例を挙げながら保護者が、今不安を感じているようなところを1つずつ解決して行って——私が言っているのは、そういう状況の中でこれから検討するというのではなくて、今からそういう条件はあるのだけれども、そういうことを少しずつ解決するにはどうしたらいいか。

一番多くは僕は予算的に、台数がないのにどうするのだというところだと思いますので、それは一気に1,500台、3,000台用意してくださいというわけにはいきませんので、そういう中であっても、少しずつ枠を広げていただいて、持ち帰りに10台でも20台でも試行する、まずは試行していくと。その制限をクリアできる範囲で試行するというのを、ちょっと提案したいと思っています。

やはり、僕がずっとそういうIT業界にいたせいかもしれませんが、都会型のことの発想になって、それよりも家に帰ってしっかりという優先順位もあると思います。でもやはりきのうの答弁の中で、ITパークで来た方がこちらで人材募集したら、南魚沼市で希望に合った人がいなくて、魚沼市から採用しましたと。きのうの中でもITパークで350社と。あるいは国際大学あり、国際情報高校でも今タブレット教育を一生懸命やられて、なおかつきのうネットで国際情報のを見ましたら、ほとんどの方が英検3級以上、1級、2級も取られていて、要するに環境的にはITの会社を一生懸命誘致していますよとか、そういう条件が僕は、タブレットにこだわっているわけではないのですけれども、やはり小学校のうちからそういうものに慣れ親しんで、タブレット教育をして、やっと教師の方が慣れて——実はきのうある議員から言われて、そんなの小学生のほうがはるかに先生よりも使い方なんか知っているよと。要するに機械に対する慣れに関しては、子供たち、あるいは中学生のほうがはるかに早いと思います。

ただ、それをどんなふうにするかというのが、やはり教育委員会として、あるいは教師としての役割で、ではそれを持ち帰りでやったとして本当にいいのかどうか。そういうところはやはり教育の専門家にやっていただきたいのですけれども、今そういう環境があって、日本中で財政が豊かな品川区とかそういうところ、あるいは特別な市とかそういうところのネットを見ますと、非常にそういうことに関心があって、予算がつけられています。

それは潤沢な予算がある市だからできることと言われるとそれまでなので、僕は全面的に一気にやってくださいと、先ほど何度も同じことを繰り返すのですけれども、やはりそういうことを始めるには、小さいところから実証したシステムをつくっておいてやっていかないと、非常にセキュリティとかいろいろな問題がありますので、何度も何度も教育長にはお願いしているのですけれども、とにかく試行してほしいと。

なおかつ今いろいろな教育機器メーカーが、タブレットでいろいろ進めているので、僕は学校の教科書に合ったそういうものを紹介していただいてもいいです。極端な話、市につなげなくてもいいのですけれども、タブレット教育でできる人があるのであれば、僕は教科書に合ったのを例えば、それを勧めるわけではないけれども、何かそういう形を進めて不登校の子とか、病院に入っている子供たちが、同じように学校の教科に近いことを勉強できればいいのかなと思っています。

ですから、単純に市の小中学校のタブレットだけではなくて、そういうことも含めて、ちょっと教育長に検討していただくとありがたいと思います。市長、ちょっとその点について答弁をお願いします。無理でしたら教育長でもよろしいですからお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 小学校・中学校のタブレット教育について

以前、佐賀県の武雄市というところに行きまして、樋渡市長さんという名物の市長さん、その後、佐賀県知事選に出て敗れてしまいましたけれども、本当にユニークな人でした。その方の持論は、もうタブレット教育というのは当たり前で、ばんばんいろいろなことをやっていました。それがいいかどうかは別にしてですね、そういうところも今進んでいるなどという事は認識しています。この件につきましては、教育の面の話でありますので、教育長の答弁をお願いしたいと思います。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 小学校・中学校のタブレット教育について

再確認、よくわかっていただきたいのですけれども、南魚沼市はタブレット教育を、新たな教育のツールとして活用していくべきだという判断のもと、県で一番先進をいつている自治体であるということはまずおわかりください。ただ、教育長としては、それは学校内の活用で十分であると。家庭は家庭でもっと大切なことがあると。その1つが読書であり、子供と親との触れ合いであるということで、タブレットの持ち込みについては、全家庭の持ち込みというのは今のところ考えていないし、ただ、きょうの広田議員の話の中で、困り感のある子供たちの個別の指導、個別の活用ということは十分重要的なことであると思いますので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○副 議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 小学校・中学校のタブレット教育について

ただいま、教育長から、個別のことについては考えていくということの答弁をいただきましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○市 長 以上で、広田公夫君の一般質問を終わります。

○市 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○副 議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日 9 月 15 日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 4 時 30 分〕